

平成22年度

ダイオキシン類対策特別措置法

施行状況

平成24年3月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計106地方公共団体からの報告に基づき、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間を対象に

- （ ）特定施設の届出等の状況
- （ ）特定施設に係る規制事務実施状況
- （ ）設置者による測定結果報告状況
- （ ）土壌汚染対策の状況
- （ ）都道府県・政令市における条例制定状況
- （ ）その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に係るのある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成24年3月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室
環境省水・大気環境局水環境課
環境省水・大気環境局土壌環境課

目 次

. 特定施設の届出等の状況		1
. 特定施設に係る規制事務実施状況		5
. 設置者による測定結果報告状況		7
. 土壌汚染対策の状況		8
. 都道府県・政令市における条例制定状況		8
. その他		8
表 - 1	大気基準適用施設の届出等施設数(全国)	10
表 - 2	水質基準対象施設の届出等施設数(全国)	11
表 - 3	大気基準適用施設の届出等の状況(届出内容別 - 全国)	13
表 - 4	大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)	14
表 - 5	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・総括 - 全国)	15
表 - 6	大気基準適用施設の届出等の状況(施設種別別 - 都道府県・政令市別)	16
表 - 7	水質基準対象施設の届出等の状況(施設種別別・総括 - 都道府県・政令市別)	36
表 - 8	鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 (施設種別別 - 都道府県・政令市別)	58
表 - 9	鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 (施設種別別 - 都道府県・政令市別)	64
表 - 10	大気基準適用施設に係る基準適用状況 (施設種別別(法・鉱山保安法等関係法令施設別) - 都道府県・政令市別)	66
表 - 11	適用除外等の状況(大気関係・水質関係 - 全国)	88
表 - 12	その他の届出等の状況(大気関係・水質関係 - 全国)	88
表 - 13	適用除外等の状況(大気・水質別 - 都道府県・政令市別)	89
表 - 14	その他の届出等の状況(大気・水質/法・瀬戸内海法別 - 都道府県・政令市別)	90
表 - 1	報告徴収及び立入検査等件数(大気関係・水質関係 - 全国)	92
表 - 2	命令、指導及び罰則適用件数(大気関係・水質関係 - 全国)	92
表 - 3	排出基準超過施設・事業場への措置状況(大気関係・水質関係 - 全国)	94
表 - 4	大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)	95
表 - 5	水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況(都道府県・政令市別)	104
表 - 1	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況(全国)	115
表 - 2	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況(大気・全国)	116
表 - 3	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況(全国)	117
表 - 4	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況(水質・全国)	118
表 - 5	大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 (施設種別別 - 都道府県・政令市別)	119
表 - 6	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (大気・施設種別別 - 都道府県・政令市別)	135

表 - 7	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別 - 都道府県・政令市別)……………	143
表 - 8	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種類別 - 都道府県・政令市別)……………	157
表 - 9	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	159
表 - 10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別 - 都道府県・政令市別)……………	160
表 - 11	設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国)……………	162
表 - 1	土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国)	163
表 - 2	報告徴収及び立入検査等件数(土壌関係 - 全国)	163
表 - 3	法第 34 条第 1 項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種類別 - 都道府県・政令市別)……………	164
表 - 1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国)	166
表 - 1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法 - 全国)	167
表 - 2	水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域)……	168
表 - 3	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成 23 年 6 月 30 日現在)……………	169
表 - 4	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成 23 年 6 月 30 日現在)……………	172
表 - 5	排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係 - 全国:平成 23 年 6 月 30 日現在)……………	173
表 - 6	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係 - 全国:平成 23 年 4 月～6 月)……………	174
表 - 7	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別 - 都道府県・政令市別:平成 23 年 4 月～6 月)……………	175
表 - 8	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (全国:平成 23 年 4 月～6 月)……………	177
表 - 9	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (全国:平成 23 年 4 月～6 月)……………	178
表 - 10	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別:平成 23 年 4 月～6 月)……………	179
表 - 11	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別 - 都道府県・政令市別:平成 23 年 4 月～6 月)……………	199

特定施設の届出等の状況

1.1 特定施設の届出等施設数（表 - 1 ~ 2、図1）

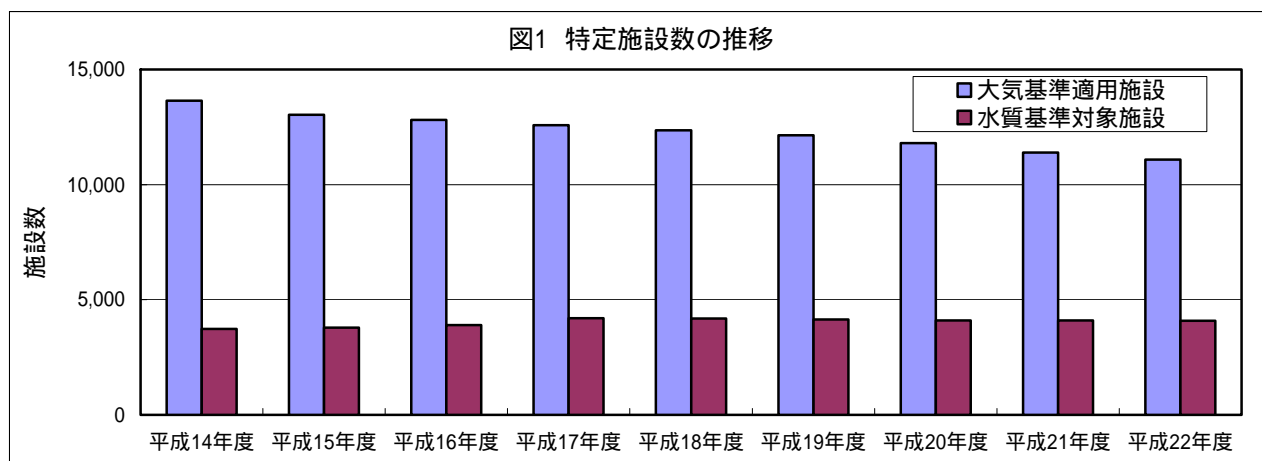
表 - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下、同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をもとめた。

平成23年3月31日において、大気基準適用施設数は11,058、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて4,070である。事業場数は、大気関係が7,952、水質関係が1,814である。

また、法第35条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注1）}を加えると、大気基準適用施設数11,083、水質基準対象施設数4,083であり、事業場数は、大気関係7,962、水質関係1,820である。

法施行後の特定施設数の推移を図1に示した。平成14年度において、同年12月から法施行時に既に設置されていた大気基準適用施設（既設施設）に対する排出基準が強化された。以降、多くの廃棄物焼却炉等が廃止され、大気基準適用施設、水質基準適用施設共に施設数が減少したが、平成22年度は大気基準適用施設は若干の減少、水質基準適用施設ほぼ前年度並であった。

注1）法第35条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。



1.2 特定施設の届出等の状況（表 - 3 ~ 5、図2、3）

(1) 大気基準適用施設

表 - 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表1）。

表1 大気基準適用施設に係る特定施設の状況

法に基づく施設	平成21年度末の施設数	11,362
	平成22年度中の推移	
	設置届出 [新設 (法第12条第1項)]	137
	使用届出 [既設 (法第13条第1項)] ^{注2)}	6
	規制対象規模未満への変更届出 (法第14条第1項) ^{注3)} } [廃止等] 使用廃止届出 (法第18条)	447
	平成22年度末の施設数 (事業場数)	11,058 (7,952)
鉱山保安法等関係法令施設	平成22年度末の施設数 (事業場数) ^{注4)}	25 (17)
計	平成22年度末の施設数 (事業場数) ^{注5)}	11,083 (7,962)

注2) 既設の未届施設で、平成22年度に新たに届出がなされたもの。

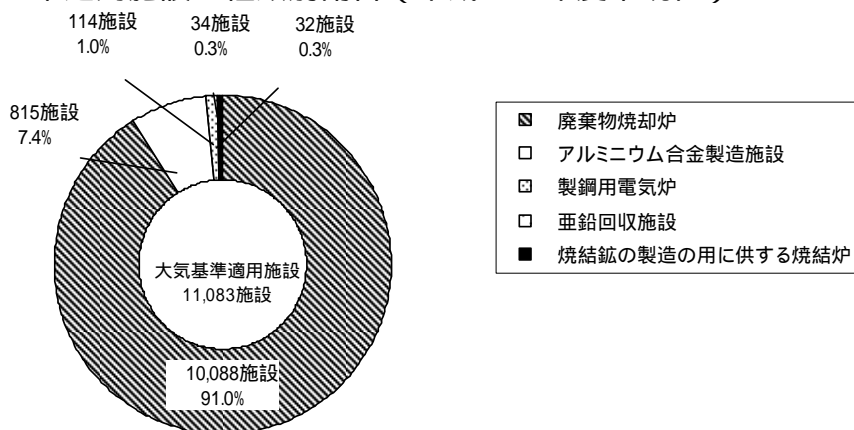
注3) 法第14条第1項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注5) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分(7事業場)を除いた値である。

施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く10,088施設であり、全体の91.0%を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設815施設、製鋼用電気炉114施設となっている。

図2 大気基準適用施設の種類別割合（平成22年度末現在）



また、各施設の基準適用状況を表 - 4 にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が 4 , 0 3 5 施設、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が 7 , 0 4 8 施設となっている。

(2) 水質基準対象施設

表 - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出(瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。)等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり(表 2)

表 2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成 2 1 年度末の施設数	4 , 0 9 0
	平成 2 2 年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注 6)} [新設 (法第 1 2 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 5 条第 1 項)]	5 6
	使用届出 ^{注 7)} [既設 (法第 1 3 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 7 条第 2 項)]	1 4
	規制対象規模未満への変更届出・ 変更許可 ^{注 8)} (法第 1 4 条第 1 項・ 瀬戸内海法第 8 条第 1 項) } [廃止等] 使用廃止届出 (法第 1 8 条・瀬戸内海法第 9 条)	9 0
	平成 2 2 年度末の施設数 (事業場数)	4 , 0 7 0 (1 , 8 1 4)
鉱山保安法等関係法令施設	平成 2 2 年度末の施設数 (事業場数) ^{注 9)}	1 3 (1 0)
計	平成 2 2 年度末の施設数 (事業場数) ^{注 10)}	4 , 0 8 3 (1 , 8 2 0)

注 6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注 7) 従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成 2 2 年度に新たに届出がなされたものを含む。

注 8) 法第 1 4 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第 8 条第 1 項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

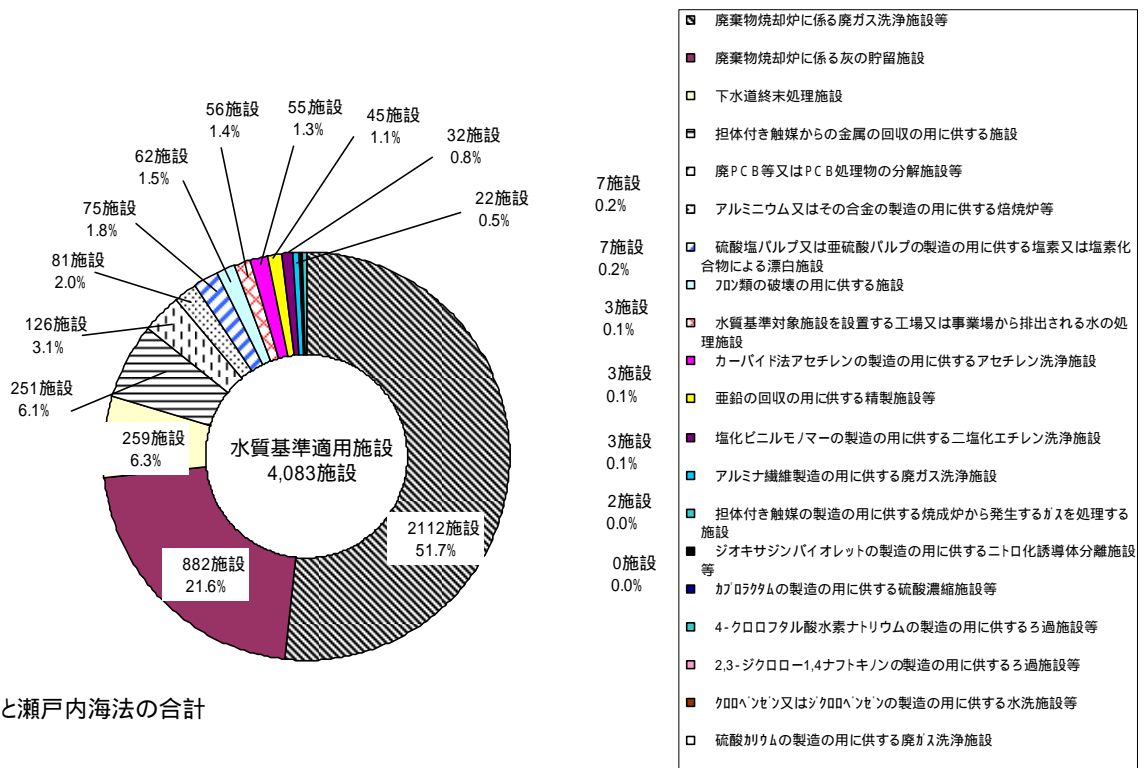
注 9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 10) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分 (4 事業場) を除いた値である。

平成 2 2 年度末の水質基準対象施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が 2 , 1 1 2 施設、灰の貯留施設が 8 8 2 施設

であり、合わせて、全体の73.3%を占めている。ついで、下水道終末処理施設が259施設、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設が251施設となっている。

図3 水質基準対象施設の種別割合^{注)}(平成22年度末現在)



注) 法と瀬戸内海法の合計

1.3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況(表 - 6 ~ 14)

表 - 6 に大気基準適用施設、表 - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない(以下、同じ。)

鉱山保安法等関係法令施設について、表 - 8 に大気基準適用施設、表 - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 - 10 に施設種別(法・鉱山保安法等関係法令施設別)・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第35条2項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第36条2項に基づく都道府県知事等又は政令市の長(以下「都道府県知事等」という。)による資料の提出の要求等の件数は表 - 11 に全国の状況を、表 - 13 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1.2 に取りまとめた届出以外の届出(以下「その他の届出」という。)等の状況については、表 - 12 に全国の状況を、表 - 14 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

・ 特定施設に係る規制事務実施状況

2.1 規制事務の実施状況（表 - 1～3）

表 - 1～2 に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表 - 3 に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。その概要は、次のとおり（表3）

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係5,590件、水質関係1,183件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係20件、水質関係0件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係2,297件（口頭指導1,217件、文書指導1,080件）、水質関係107件（口頭指導50件、文書指導57件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第34条第1項）及び設置者による測定（法第28条第1項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設58件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）2件であり、それらのうち、20件に対しては、法第22条第1項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令12件、一時停止命令8件、水質基準適用事業場については0件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第35条第3項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請^{注11)}はなかった。

注11) 法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

表3 規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第34条1項に基づく立入検査件数	5,590	1,183
命令件数 ^{注12)}	20	0
指導件数 ^{注13)}	2,297	107
基準超過件数 ^{注14)}	58	2

注12) 法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）

注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

2.2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表 - 4 ~ 5）

表 - 4 に大気基準適用施設、表 - 5 に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

設置者による測定結果報告状況

3.1 設置者による測定結果の報告状況（表 - 1～4）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第28条第1項に基づき、毎年1回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第2項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第3項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表 - 1、2は大気基準適用施設、表 - 3、4は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。^{注15)}その概要は、次のとおり（表4）。

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、7,965施設（報告対象施設数11,042）、報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、99施設（対象施設347）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、616事業場（報告対象事業場数688）、報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は3事業場（報告対象事業場数10）から報告があった。

注15)平成22年4月1日から平成23年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

表4 設置者による測定結果報告状況^{注16)}

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 (報告対象数)	7,965 (11,042)	616 (688)

注16)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。なお、報告期限到来前に廃止された施設を含む報告件数は、大気基準適用施設8,064件、水質基準適用事業場619件となる。

3.2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表 - 5～8）

表 - 5、6に大気基準適用施設、表 - 7、8に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表 - 9、10）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表 - 9 に全国の状況を、表 - 10 に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3.4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表 - 11）

表 - 11 に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

. 土壌汚染対策の状況

表 - 1 に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はなかった。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表 - 2 に全国の状況を、表 - 3 に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

. 都道府県・政令市における条例制定状況

表 - 1 に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成23年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、16地方公共団体（岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・岐阜県・三重県・大阪府・熊本県・さいたま市・横浜市・川崎市・名古屋市・柏市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

. その他

6.1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況（表 - 1～2）

1.2(2)の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表 - 1及び表 - 2に取りまとめた。

6.2 排出基準超過事例の概要及び措置状況（表 - 3 ~ 5）

2.1の表 - 3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表 - 3（大気基準適用施設）及び表 - 4（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表 - 3取りまとめ以降の平成23年6月30日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表 - 5に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

6.3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成23年6月末までの措置状況（表 - 6 ~ 11）

表 - 1（大気基準適用施設）及び表 - 3（水質基準適用事業場）の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表 - 6に全国の状況を、表 - 7に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成23年6月30日現在の状況について、表 - 8及び表 - 9に全国の状況を、表 - 10及び表 - 11に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）注1）注2）

大気基準適用施設		平成23年3月31日現在		【参考】 平成22年 3月31日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		16 (16)	32 (32)	32 (32)
製鋼用電気炉		71 (71)	114 (114)	112 (112)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		14 (13)	34 (32)	29 (27)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		238 (238)	815 (815)	835 (835)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	-	1,114 (1,108)	1,109 (1,103)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	-	1,447 (1,447)	1,461 (1,460)
	2 t/h未満注3)	-	7,527 (7,510)	7,811 (7,793)
	小計	7,623 (7,614)	10,088 (10,065)	10,381 (10,356)
合計		7,962 (7,952)	11,083 (11,058)	11,389 (11,362)

注1) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注1)注2)

水質基準対象施設	平成23年3月31日現在		【参考】 平成22年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	31 (31)	75 (75)	75 (75)
カーバド法アセロンの製造の用に供するアセロン洗浄施設	40 (40)	55 (55)	55 (55)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	22 (22)	22 (22)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	4 (4)	7 (7)	7 (7)
塩化ビニルマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロハキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	2 (2)	2 (2)
4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
2,3-ジクロロ-1,4-ナフチンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ジチンジニルイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジチンジニルイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	35 (35)	81 (81)	79 (79)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	7 (7)	45 (45)	38 (38)

表 - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数 (全国) 注 1) 注 2)

水質基準対象施設		平成 2 3 年 3 月 3 1 日現在		【参 考】 平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在 届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供 する施設のうちろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設		7 (7)	251 (251)	252 (252)
廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設、湿式 集じん施設及び灰の 貯留施設であって汚 水又は廃液を排出す るもの	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設	968 (963)	2,112 (2,101)	2,151 (2,137)
	灰の貯留施設	406 (406)	882 (882)	877 (877)
	小計	1,374 (1,369)	2,994 (2,983)	3,028 (3,014)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は 分離施設		16 (16)	126 (126)	127 (127)
加工類の破壊の用に供する施設のうちプラ ズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式 集じん施設		38 (38)	62 (62)	61 (61)
下水道終末処理施設		222 (222)	259 (259)	256 (256)
水質基準対象施設を設置する工場又は 事業場から排出される水の処理施設		30 (29)	56 (54)	56 (54)
合計		1,820 (1,814)	4,083 (4,070)	4,106 (4,090)

注 1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可 (以下「法に基づく届出等」という。) を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を () に再掲した。

注 2) 1 つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別 - 全国）注1）

	平成22年3月31日 現在の設置基数 a	新設 注2） b	既設 注3） c	14条 規模変更 注4） d	廃止等 注5） e	平成23年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定 事業場数 注6）	鉱山保安法等関係法令施設注7）		
								平成22年 3月31日 現在の 設置基数	平成23年 3月31日 現在の 設置基数	特定 事業場数 注6）
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	32	0	0	-	0	32	16	0(0)	0(0)	0(0)
製鋼用電気炉	112	1	1	-	0	114	71	0(0)	0(0)	0(0)
焙焼炉	12	0	0	-	0	12		1(0)	1(0)	
焼結炉	5	1	0	-	0	6		0(0)	0(0)	
溶鉱炉	2	1	0	-	0	3	13	0(0)	0(0)	1(0)
溶解炉	2	0	0	-	0	2		1(0)	1(0)	
乾燥炉	6	3	0	-	0	9		0(0)	0(0)	
小計	27	5	0	-	0	32		2(0)	2(0)	
焙焼炉	27	1	0	-	0	28		0(0)	0(0)	
溶解炉	748	5	2	-	27	728	238	0(0)	0(0)	0(0)
乾燥炉	60	2	0	-	3	59		0(0)	0(0)	
小計	835	8	2	-	30	815		0(0)	0(0)	
4t/h以上	1,103	26	0	-2	21	1,108		6(2)	6(2)	
2t/h以上～4t/h未満	1,460	9	0	-1	22	1,447		1(1)	0(0)	
2t/h未満	7,793	88	3	-6	374	7,510		18(11)	17(9)	
200kg/h以上～2t/h未満	2,772	24	1	-6	110	2,686		12(7)	12(5)	
100kg/h以上～200kg/h未満	3,433	40	1	0	167	3,308		5(3)	4(3)	
50kg/h以上～100kg/h未満	1,109	17	1	0	68	1,059		1(1)	1(1)	
50kg/h未満（0.5m ³ 以上）	479	7	0	0	29	457		0(0)	0(0)	
小計	10,356	123	3	-9	417	10,065	7,614	25(14)	23(11)	16(7)
合計	11,362	137	6	-9	447	11,058	7,952	27(14)	25(11)	17(7)

注1）法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注2）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注4）廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたものうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。
注5）構造等変更届出がなされたものうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注7）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）^{注1）}

大気基準適用施設		平成23年3月31日現在の設置基数 ^{注2）}			
		(計) a + b + c	附則別表 第二 ^{注3）} a	別表第一	
				法施行前 設置 ^{注4）} b	法施行後 設置 ^{注5）} c
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉		32 (32)	29 (29)	-	3 (3)
製鋼用電気炉		114 (114)	100 (100)	5 (5)	9 (9)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉、乾燥炉)		34 (32)	18 (18)	-	16 (14)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		815 (815)	517 (517)	-	298 (298)
廃棄物 焼却 炉	4 t/h以上	1,114 (1,108)	681 (675)	104 (104)	329 (329)
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,447 (1,447)	1,062 (1,062)	118 (118)	267 (267)
	2 t/h未満 ^{注6）}	7,527 (7,510)	4,641 (4,631)	366 (365)	2,520 (2,514)
	小計	10,088 (10,065)	6,384 (6,368)	588 (587)	3,116 (3,110)
合計		11,083 (11,058)	7,048 (7,032)	593 (592)	3,442 (3,434)

注1）大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2）鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（ ）に再掲した。

注3）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6）焼却能力50 kg/h以上又は火床面積0.5 m²以上のもの。

表 - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括 - 全国）注1）

	平成22年 3月31日現在の 設置基数	新設 注2)	既設 注3)	法・瀬戸 内法間の 移行注4)	廃止等 注5)	平成23年3月31日 現在の設置基数 a+b+c-e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設注7)	
								平成22年 3月31日 現在の 設置基数	平成23年 3月31日 現在の 設置基数
硫酸塩化カルシウム（サライド）又は亜硫酸カルシウム（サライド）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	75	0	0	0	0	75	31	0(0)	0(0)
カーボン法での製造の用に供するアセチレン洗浄施設	55	0	0	0	0	55	40	0(0)	0(0)
硫酸カルシウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)
繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	22	0	0	0	0	22	5	0(0)	0(0)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	7	0	0	0	0	7	4	0(0)	0(0)
塩化ニッケルの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	32	0	0	0	0	32	6	0(0)	0(0)
カーボン法での製造の用に供する硫酸濃縮施設、シアン化カルシウム洗浄施設、廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
加圧アセチレン又は高圧アセチレンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	2	1	0(0)	0(0)
4-ニトロフェノールの製造の用に供する過硫酸塩及び過酸化水素洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
2,3-ジクロロ-1,4-ジオキサンの製造の用に供する過硫酸塩及び過酸化水素洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
ソルボキシメチレンの製造の用に供する二酸化炭素過酸化水素洗浄施設、還元誘導体分離施設、二酸化炭素過酸化水素洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルアセチレン洗浄施設及び熱乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0(0)	0(0)
メニコン又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶融炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、還元誘導体洗浄施設	79	2	0	0	0	81	35	0(0)	0(0)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、還元誘導体洗浄施設及び還元誘導体回収施設	38	7	0	0	0	45	7	0(0)	0(0)
担体付き触媒からの全量の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	252	2	0	0	3	251	7	0(0)	0(0)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設	2,137	26	8	1	70	2,101	963	14(8)	11(3)
	877	13	4	1	12	882	406	0(0)	0(0)
小計	3,014	39	12	2	82	2,983	1,369	14(8)	11(3)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	127	1	0	0	2	126	16	0(0)	0(0)
70種類の破壊の用に供する施設のうち70種類反応施設、廃力大洗浄施設及び湿式集じん施設	61	1	0	0	0	62	38	0(0)	0(0)
下水道終末処理施設	256	3	2	-	2	259	222	0(0)	0(0)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	54	1	0	0	1	54	29	2(0)	2(1)
合計	4,090	56	14	2	90	4,070	1,814	16(8)	13(4)

注1) 法に基づき届出及び瀬戸内海法に基づき許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づき届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づき許可がなされたものを計上した。
注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づき届出がなされたものを計上した。
注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注7) 法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()に再掲した。

表 I - 6 (1a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	焼結鉍の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場数 注1)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 注1)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-e-f)
北海道	1	1					1	3	3					3
青森県								1	1					1
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	5					5
栃木県								2	2					2
群馬県								1	1					1
埼玉県								5	5					5
千葉県	1	3					3							
東京都								2	3					3
神奈川県								1	1					1
新潟県								2	3					3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	13	1				14
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								3	4					4
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県														
広島県	1	2					2							
山口県								4	12					12
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (1b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 政令市別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場 数 <small>注1)</small>	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	事業場 数 <small>注1)</small>	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市								1	1					1
仙台市								2	3					3
さいたま市														
千葉市	2	2					2							
横浜市														
川崎市	1	1					1	1	4					4
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市								1	1					1
京都市														
大阪市								6	10					10
堺市								2	5					5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	4	4		1			5
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市								1	1					1
前橋市														
川越市														
船橋市								1	1					1
柏市														
横須賀市														
富山市								1	1					1
金沢市														
長野市														
岐阜市								1	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
大津市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市								4	5					5
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3					3	2	2					2
倉敷市	1	4					4	2	6					6
福山市	2	5					5							
下関市														
高松市								1	1					1
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市	1	2					2							
宮崎市														
鹿児島市														
合計	16	32	0	0	0	0	32	71	112	1	1	0	0	114

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (2a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					22年度末施設数 (a+b+c-e-f)
		21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	
北海道												
青森県	1						1					1
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1	2				2						
茨城県	2	2				2						
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	2	2				2						
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1	2				2						
高知県												
福岡県	1											
佐賀県												
長崎県												
熊本県		1				1						
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (2b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	事業場数 注1)	焙焼炉					焼結炉					22年度末施設数 (a+b+c-e-f)
		21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1	1					1	1				1
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	3	1					1	3	1			4
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	1	1					1					
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	13	12	0	0	0	0	12	5	1	0	0	6

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉					溶解炉						
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県	1					1						
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1	1				2						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉					溶解炉						
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	2	1	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							2					2
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2					2
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	1	1				2	2	2				4
佐賀県												
長崎県												
熊本県							1					1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小 計						
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							4					4
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	4		2			6	8	3				11
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1					1
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	6	3	0	0	0	9	27	5	0	0	0	32

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (5a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種別別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉					22年度末施設数 (a+b+c-e-f)	
		21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)		
北海道	6						18	1				4	15
青森県													
岩手県													
宮城県	1						2					1	1
秋田県													
山形県	1						2						2
福島県	4	1					1	25					25
茨城県	6	3					3	28					28
栃木県	13	3					3	59					59
群馬県	4	1					1	7					7
埼玉県	11							44					44
千葉県	4							8					8
東京都													
神奈川県													
新潟県	3							13					13
富山県	16							38					38
石川県	1							1					1
福井県	4							17					17
山梨県	2							3					3
長野県	4							15				2	13
岐阜県	3							3					3
静岡県	16	4					4	61	2			3	60
愛知県	40	8					8	112	1			8	105
三重県	8	2					2	31					31
滋賀県	4							18				2	16
京都府	2							4					4
大阪府	4							11					11
兵庫県	5	1	1				2	8					8
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県	1							2					2
広島県	1							3					3
山口県	2							3					3
徳島県													
香川県	2	1					1	1					1
愛媛県													
高知県													
福岡県	5							19					19
佐賀県	3							3	1				4
長崎県	1							1					1
熊本県	8							27				2	25
大分県	1							1					1
宮崎県	1							1					1
鹿児島県	2							2					2
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (5b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設												
	事業場数 注1)	焙焼炉					溶解炉						
		21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市	1						3					3	
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市	4						20					20	
浜松市	1						2					2	
名古屋市	3						18					18	
京都市	1						8		2		2	8	
大阪市	1						2					2	
堺市	4						6					6	
神戸市													
岡山市													
広島市	1						1					1	
北九州市	4	1					1	3				3	
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市	1						1					1	
郡山市													
いわき市	1						1					1	
宇都宮市													
前橋市	2						3					3	
川越市	1						1					1	
船橋市							1				1		
柏市													
横須賀市													
富山市	3						6					6	
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市	2						5					5	
岡崎市	1						2					2	
豊田市	7						30				1	29	
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市	1	2					2	14				14	
尼崎市													
西宮市													
奈良市	1						1					1	
和歌山市													
倉敷市	2						8					8	
福山市													
下関市	2						12					12	
高松市	1						1					1	
松山市	1						1					1	
高知市													
久留米市	1						3					3	
長崎市													
熊本市													
大分市	1						2					2	
宮崎市													
鹿児島市	1						2				1	1	
合計	238	27	1	0	0	0	28	748	5	2	0	27	728

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小 計						
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
北海道							18	1			4	15
青森県												
岩手県												
宮城県							2				1	1
秋田県												
山形県							2					2
福島県	2					2	28					28
茨城県	3	1			1	3	34	1			1	34
栃木県	2					2	64					64
群馬県	2					2	10					10
埼玉県	4					4	48					48
千葉県							8					8
東京都												
神奈川県												
新潟県							13					13
富山県							38					38
石川県							1					1
福井県	2					2	19					19
山梨県	1					1	4					4
長野県	2					2	17				2	15
岐阜県							3					3
静岡県	6					6	71	2			3	70
愛知県	9					9	129	1			8	122
三重県	2					2	35					35
滋賀県	3					3	21				2	19
京都府							4					4
大阪府	4					4	15					15
兵庫県							9	1				10
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	1					1	3					3
広島県							3					3
山口県	2					2	5					5
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	3				1	2	22				1	21
佐賀県							3	1				4
長崎県							1					1
熊本県	1	1			1	1	28	1			3	26
大分県							1					1
宮崎県							1					1
鹿児島県							2					2
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種別別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小 計					
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1					1	4					4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							20					20
浜松市							2					2
名古屋市							18					18
京都市	1					1	9	2		2		9
大阪市							2					2
堺市	1					1	7					7
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	2					2
北九州市							4					4
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1					1
郡山市												
いわき市							1					1
宇都宮市												
前橋市							3					3
川越市							1					1
船橋市							1				1	
柏市												
横須賀市												
富山市	2					2	8					8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							5					5
岡崎市							2					2
豊田市	5					5	35				1	34
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							16					16
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
倉敷市							8					8
福山市												
下関市							12					12
高松市							1					1
松山市							1					1
高知市												
久留米市							3					3
長崎市												
熊本市												
大分市							2					2
宮崎市												
鹿児島市							2				1	1
合 計	60	2	0	0	3	59	835	8	2	0	30	815

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (7a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉																
	事業場数 注1)	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満									
		21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	205	18						18	27								27
青森県	109	10						10	24							1	23
岩手県	120	2						2	25								25
宮城県	114	6						6	28								28
秋田県	60	3						3	13								13
山形県	112	7						7	11	1							12
福島県	96	5						5	31							1	30
茨城県	334	25	2			1		28	65								65
栃木県	163	10						10	33								33
群馬県	119	16						16	26				1				27
埼玉県	243	43						43	81							1	80
千葉県	287	45	2					46	76	1						2	75
東京都	205	108	2		1	1		109	45	1							46
神奈川県	97	29	5					34	29							1	28
新潟県	172	8						8	51	2							53
富山県	75	6						6	15								15
石川県	74								12								12
福井県	98	6						6	14	1							15
山梨県	66	3						3	22								22
長野県	152	7						7	29								29
岐阜県	100	2						2	32								32
静岡県	266	31			1			28	46				1				45
愛知県	210	47	1					46	49								49
三重県	176	17						17	37							2	35
滋賀県	103	5						5	21								21
京都府	66	6						6	13								13
大阪府	100	39						36	40							1	39
兵庫県	208	19						19	36							1	35
奈良県	166	5	1					6	24								24
和歌山県	76								12								12
鳥取県	79	5						5	6								6
島根県	71	5						5	10								10
岡山県	102	4						4	14	1							15
広島県	123	9						9	21								21
山口県	124	13						13	25							1	24
徳島県	135	2						2	23								23
香川県	119	7						7	8								8
愛媛県	167	6						6	20								20
高知県	117								14								14
福岡県	218	15						15	31							1	30
佐賀県	88	4						4	13								13
長崎県	89	8						8	14	1							15
熊本県	103	2						2	25								25
大分県	52	1	2					3	13								13
宮崎県	67	9						9	8								8
鹿児島県	139								24								24
沖縄県	71	8						8	22							4	18

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (7b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉																
	事業場数 注1)	4t/h以上							2t/h以上～4t/h未満								
		21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	13	11						11	8							8	
仙台市	18	10						10	5							5	
さいたま市	18	11						11	3							3	
千葉市	36	13						13	3							3	
横浜市	60	27						27	4							4	
川崎市	28	24						24	6							6	
相模原市	11	7						7	1							1	
新潟市	48	12						12	10							10	
静岡市	45	10					4	6	4						1	3	
浜松市	39	8						8	11							11	
名古屋市	40	17	2					19	1							1	
京都市	44	21						21	1							1	
大阪市	29	28					2	26	7							7	
堺市	31	13	2					15	3						1	2	
神戸市	25	17					2	15	3							3	
岡山市	40	8						8	1							1	
広島市	42	7	2					9	4							4	
北九州市	32	19						19	4						1	3	
福岡市	14	9						9	4							4	
函館市	6	3						3									
旭川市	10	2						2	2							2	
青森市	27	6						6	6							6	
盛岡市	21	3						3	3							3	
秋田市	13	4						4	3							3	
郡山市	18	4						4	2							2	
いわき市	21	15						15	5							5	
宇都宮市	16	7						7	4							4	
前橋市	29	3						3	4							4	
川越市	11	4					2	2	3							3	
船橋市	11	8						8	2							2	
柏市	13	5						5	3							3	
横須賀市	8	5						5	3							3	
富山市	34	2						2									
金沢市	27	7						7	4							4	
長野市	17	3						3	1							1	
岐阜市	17	5						5	6							6	
豊橋市	11	3						3	3	1						4	
岡崎市	18	7						7									
豊田市	15	4						4	3							3	
大津市	13								7							7	
高槻市	7	5						5	2							2	
東大阪市	6	8						8	3							3	
姫路市	29	13					2	11	11						1	10	
尼崎市	12	7						7	3							3	
西宮市	5	5	2					7	1							1	
奈良市	23	4						4									
和歌山市	37	6						6	4							4	
倉敷市	33	11						11	12							12	
福山市	49	4						4	6							6	
下関市	14	2						2	1							1	
高松市	24	5						5									
松山市	27	5	3					8	3							3	
高知市	24	3						3	1							1	
久留米市	16	3						3									
長崎市	17	4						4									
熊本市	18	4						4	1							1	
大分市	28	9						9	2							2	
宮崎市	13	3						3	3						2	1	
鹿児島市	27	4						4	2							2	
合計	7614	1103	26	0	2	2	0	21	1108	1460	9	0	1	1	0	22	1447

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (8 a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満									
	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道	116						2	114	79						2	77
青森県	33						1	32	55						2	53
岩手県	30							30	74						4	70
宮城県	31							31	55	1					5	51
秋田県	52						1	51	22						2	20
山形県	28	1					1	28	65	3					7	61
福島県	51							51	17							17
茨城県	84	2		1			8	77	215						13	202
栃木県	48							48	85						4	81
群馬県	49			1			1	47	38						1	37
埼玉県	93						3	90	33	1					3	31
千葉県	78	2					3	77	146	2					8	140
東京都	46							46	55	1					4	52
神奈川県	34						3	31	37						1	36
新潟県	65						5	60	69						2	67
富山県	20						1	19	38						1	37
石川県	25							25	45	1					2	44
福井県	32						1	31	51						3	48
山梨県	25							25	30						3	27
長野県	78						8	70	59	1					2	58
岐阜県	73						2	71	90						2	88
静岡県	90			1	3		5	87	112						7	105
愛知県	99	1					4	96	61	1					6	56
三重県	61							61	88	1	1				3	87
滋賀県	39							39	43						2	41
京都府	29	1					1	29	38						3	35
大阪府	46						2	44	23						1	22
兵庫県	72							72	112	1					1	112
奈良県	41						1	40	109	1					4	106
和歌山県	34							34	40						5	35
鳥取県	37						1	36	41	2					2	41
島根県	32						3	29	29	1						30
岡山県	46							46	58						1	57
広島県	58						3	55	60	2					5	57
山口県	53			1	1		4	49	52						1	51
徳島県	52						1	51	83	3					4	82
香川県	30						2	28	67	2					5	64
愛媛県	53							53	79	1					4	76
高知県	32						2	30	63	1						64
福岡県	58						4	54	95	2					7	90
佐賀県	50						5	45	43	1					1	43
長崎県	58	2						60	35						2	33
熊本県	45						1	44	40	1					2	39
大分県	20						1	19	19	1					2	18
宮崎県	22		1				2	21	36	1					2	35
鹿児島県	46	2						48	75						1	74
沖縄県	33	2					3	32	29	1					2	28

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (8 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満								
	2 1 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 2 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	2 1 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 2 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	1							1	4							4
仙台市	3							3	8							8
さいたま市	5							5	2							2
千葉市	7						2	5	17							17
横浜市	9						3	6	12						1	11
川崎市	17						1	16	1							1
相模原市	11						2	9	3							3
新潟市	18						1	17	21							21
静岡市	10						1	9	28						4	24
浜松市	21							21	18							18
名古屋市	3							3	18						1	17
京都市	9	2					1	10	15							15
大阪市	9							9	4							4
堺市	5	1		1				5	14				1		1	14
神戸市	3							3	13						1	12
岡山市	32						2	30	15	1					1	15
広島市	33	2					4	31	12							12
北九州市	18	2					1	19	11							11
福岡市	5							5	5							5
函館市	3							3	3							3
旭川市	1							1	4							4
青森市	3							3	13	2					1	14
盛岡市	5	1						6	8	2						10
秋田市	6							6	3							3
郡山市	1							1	7							7
いわき市	6							6	3							3
宇都宮市	5							5	5							5
前橋市	5						2	3	18						1	17
川越市	2							2	3							3
船橋市	1							1	5						2	3
柏市	2							2	6							6
横須賀市	1							1	2							2
富山市	10							10	16							16
金沢市	6							6	9	1					2	8
長野市	12						1	11	7							7
岐阜市	5							5	6							6
豊橋市	4							4	4							4
岡崎市	7						1	6	10						3	7
豊田市	3							3	4							4
大津市	3							3	5							5
高槻市	2							2	5							5
東大阪市	2							2	2							2
姫路市	6							6	13							13
尼崎市	5						1	4	2							2
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	12							12
和歌山市	11						1	10	14							14
倉敷市	19							19	5							5
福山市	14							14	33						2	31
下関市	8							8	6							4
高松市	8							8	9							9
松山市	10	2						12	14							14
高知市	3	1					1	3	18							18
久留米市	4							4	7							7
長崎市	3							3	8						1	7
熊本市	5							5	9							9
大分市	15			1	1			15	7	1						8
宮崎市	2							2	8							8
鹿児島市	13							13	11							11
合計	2772	24	1	6	5	0	110	2686	3433	40	1	0	1	0	167	3308

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (9a) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満 (0.5㎡以上)								
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
北海道	20						1	19	11							11
青森県	10							10	8	1					1	8
岩手県	12						1	11	1							1
宮城県	10	2						12	6						1	5
秋田県	1							1	3							3
山形県	6							6	8						1	7
福島県	15							15	9							9
茨城県	33							33	12						2	10
栃木県	26							26	10	1					1	10
群馬県	24		1				2	23	5							5
埼玉県	88	2					7	83	16						3	13
千葉県	32						2	30	16	1					1	16
東京都	58	1					7	52	25						2	23
神奈川県	18						1	17	4							4
新潟県	29						4	25	19							19
富山県	9							9	2							2
石川県	6							6	1							1
福井県	12						1	11	6	1						7
山梨県	9	1					2	8	6							6
長野県	14							14	6							6
岐阜県	51						1	50	11							11
静岡県	40	1					4	37	25						3	22
愛知県	27						2	25	10							10
三重県	25						2	23	10						1	9
滋賀県	14							14	11						1	10
京都府	6							6								
大阪府	8							8	9						2	7
兵庫県	34						3	31	9							9
奈良県	15	1						16	3							3
和歌山県	9						1	8	5							5
鳥取県	7							7	1							1
島根県	4							4	8							8
岡山県	4	1						5	6	1					1	6
広島県	13	3						16	15							15
山口県	22							22	9							9
徳島県	9	1						10	4							4
香川県	16							16	7							7
愛媛県	29							29	16							16
高知県	15							15	4							4
福岡県	40						6	34	15						2	13
佐賀県	9						1	8	5						1	4
長崎県	3							3	4							4
熊本県	8						1	7	9							9
大分県	8							8	3							3
宮崎県	3						1	2								
鹿児島県	13	2					2	13	7							7
沖縄県	11						1	10	6							6

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (9b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満 (0.5㎡以上)								
	2 1 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 2 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	2 1 年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	2 2 年 度末施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	3							3	2							2
仙台市	1							1	1						1	
さいたま市	10					1	3	6	3							3
千葉市	9							9	3							3
横浜市	30						1	29	5							5
川崎市	4							4	4						1	3
相模原市	2							2								
新潟市	9							9	2							2
静岡市	13						2	11	4							4
浜松市	4						1	3	1							1
名古屋市	9							9	7							7
京都市	14	1						15	2							2
大阪市	7							7								
堺市	6							6	2							2
神戸市	3							3	1							1
岡山市	3						1	2	2							2
広島市	1							1	2							2
北九州市		1						1	3							3
福岡市																
函館市																
旭川市									3							3
青森市	3							3	4							4
盛岡市	2							2	7					2		5
秋田市									1							1
郡山市	4							4								
いわき市	2							2								
宇都宮市	2							2	1							1
前橋市	3							3	2					2		
川越市	2							2		1						1
船橋市	3							3								
柏市	2							2								
横須賀市	1							1	5							5
富山市	8							8	2							2
金沢市	7							7	1							1
長野市	1						1									
岐阜市	4						2	2	1							1
豊橋市	1							1								
岡崎市	6							6								
豊田市	3							3								
大津市	1						1									
高槻市																
東大阪市	2							2								
姫路市	6						1	5	1							1
尼崎市	3							3								
西宮市									1	1						2
奈良市	6							6	2							2
和歌山市	5						1	4	7							7
倉敷市	2							2	3							3
福山市	4							4								
下関市									1							1
高松市	2							2								
松山市	1							1								
高知市	2							2								
久留米市	6							6								
長崎市	4							4								
熊本市	2							2	1							1
大分市	2							2	4							4
宮崎市	1							1	1							1
鹿児島市	3							3	1							1
合計	1109	17	1	0	0	1	67	1059	479	7	0	0	0	0	29	457

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (1 0 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉						合 計										
	小 計						事業場数 注1)	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	22年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)		
	21年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)										廃止 (f)	
北海道	271					5	266	215	293	1					9	285	
青森県	140	1				5	136	111	143	1					5	139	
岩手県	144					5	139	120	144						5	139	
宮城県	136	3				6	133	116	140	3					7	136	
秋田県	94					3	91	60	94						3	91	
山形県	125	5				9	121	113	127	5					9	123	
福島県	128					1	127	101	158						1	157	
茨城県	434	4		1	1	23	415	346	477	5		1	1		24	458	
栃木県	212	1				5	208	178	278	1					5	274	
群馬県	158		1	1	1	4	155	124	169		1	1	1		4	166	
埼玉県	354	3				17	340	259	407	3					17	393	
千葉県	393	8				17	384	292	404	8					17	395	
東京都	337	5		1	1	14	328	207	340	5		1	1		14	331	
神奈川県	151	5				6	150	98	152	5					6	151	
新潟県	241	2				11	232	177	257	2					11	248	
富山県	90					2	88	92	129						2	127	
石川県	89	1				2	88	75	90	1					2	89	
福井県	121	2				5	118	102	140	2					5	137	
山梨県	95	1				5	91	68	99	1					5	95	
長野県	193	1				10	184	156	210	1					12	199	
岐阜県	259					5	254	103	262						5	257	
静岡県	344	1		3	3	21	324	282	415	3		3	3		24	394	
愛知県	293	3				14	282	258	440	5					22	423	
三重県	238	1	1			8	232	184	273	1	1				8	267	
滋賀県	133					3	130	107	154						5	149	
京都府	92	1				4	89	68	96	1					4	93	
大阪府	165					9	156	107	184						9	175	
兵庫県	282	1				5	278	215	293	2					5	290	
奈良県	197	3				5	195	166	197	3					5	195	
和歌山県	100					6	94	76	100						6	94	
鳥取県	97	2				3	96	79	97	2					3	96	
島根県	88	1				3	86	73	92	1					3	90	
岡山県	132	3				2	133	103	135	3					2	136	
広島県	176	5				8	173	125	181	5					8	178	
山口県	174			1	1	6	168	130	191			1	1		6	185	
徳島県	173	4				5	172	135	173	4					5	172	
香川県	135	2				7	130	121	137	2					7	132	
愛媛県	203	1				4	200	168	206	1					4	203	
高知県	128	1				2	127	117	128	1					2	127	
福岡県	254	2				20	236	224	278	4					21	261	
佐賀県	124	1				8	117	92	128	2					8	122	
長崎県	122	3				2	123	90	123	3					2	124	
熊本県	129	1				4	126	112	159	2					7	154	
大分県	64	3				3	64	53	65	3					3	65	
宮崎県	78	1	1			5	75	68	79	1	1				5	76	
鹿児島県	165	4				3	166	141	167	4					3	168	
沖縄県	109	3				10	102	72	110	3					10	103	

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (1 0 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉						合 計										
	小 計						事業場数 注1)	21年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	22年度末 施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)		
	21年度末 施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)										廃止 (f)	22年度末 施設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	29						29	14	30								30
仙台市	28						1	27	20	31						1	30
さいたま市	34					1	3	30	18	34					1	3	30
千葉市	52						2	50	38	54						2	52
横浜市	87						5	82	61	91						5	86
川崎市	56						2	54	30	61						2	59
相模原市	24						2	22	11	24						2	22
新潟市	72						1	71	48	72						1	71
静岡市	69						12	57	49	89						12	77
浜松市	63						1	62	40	65						1	64
名古屋市	55	2					1	56	44	74	2					1	75
京都市	62	3					1	64	45	71	3	2				3	73
大阪市	55						2	53	36	67						2	65
堺市	43	3		1	1		2	44	37	55	3		1	1		2	56
神戸市	40						3	37	25	40						3	37
岡山市	61	1					4	58	40	61	1					4	58
広島市	59	4					4	59	43	61	4					4	61
北九州市	55	3					2	56	42	66	3	1				2	68
福岡市	23							23	14	23							23
函館市	9							9	6	9							9
旭川市	12							12	10	12							12
青森市	35	2					1	36	27	35	2					1	36
盛岡市	28	3					2	29	21	28	3					2	29
秋田市	17							17	14	18							18
郡山市	18							18	18	18							18
いわき市	31							31	23	36							36
宇都宮市	24							24	17	25							25
前橋市	35						5	30	31	38						5	33
川越市	14	1					2	13	12	15	1					2	14
船橋市	19						2	17	12	21						3	18
柏市	18							18	13	18							18
横須賀市	17							17	8	17							17
富山市	38							38	38	47							47
金沢市	34	1					2	33	27	34	1					2	33
長野市	24						2	22	17	24						2	22
岐阜市	27						2	25	18	29						2	27
豊橋市	15	1						16	14	21	1						22
岡崎市	30						4	26	19	32						4	28
豊田市	17							17	22	52						1	51
大津市	16						1	15	13	16						1	15
高槻市	14							14	7	14							14
東大阪市	17							17	6	17							17
姫路市	50						4	46	37	79	3					4	78
尼崎市	20						1	19	12	20						1	19
西宮市	8	3						11	5	8	3						11
奈良市	28							28	24	29							29
和歌山市	47						2	45	41	53						2	51
倉敷市	52							52	38	70							70
福山市	61						2	59	51	66						2	64
下関市	18						2	16	16	30						2	28
高松市	24							24	26	26							26
松山市	33	5						38	28	34	5						39
高知市	27	1					1	27	24	27	1					1	27
久留米市	20							20	17	23							23
長崎市	19						1	18	17	19						1	18
熊本市	22							22	18	22							22
大分市	39	1		1	1			40	30	43	1		1	1			44
宮崎市	18						2	16	13	18						2	16
鹿児島市	34							34	28	36						1	35
合 計	10356	123	3	9	9	1	416	10065	7952	11362	137	6	9	9	1	446	11058

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 7 (1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(セルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーバド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	22年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	22年度未施設数(a+b+c-f)
北海道	6	16						16	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	6						6
富山県	1	2						2	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県	1	8						8								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	1						1								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	1						1	1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	3	4						4	2	2						2
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									2	2						2
愛媛県	2	6						6								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1								
沖縄県									1	1						1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括－政令市別)

	硫酸塩 ^{バ^ルブ^ル} (クワト ^{バ^ルブ^ル})又は亜硫酸 ^{バ^ルブ^ル} (サルファイト ^{バ^ルブ^ル})の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設							カ ^{バ^ルブ^ル} 法 ^{アセチレン} の製造の用に供する ^{アセチレン} 洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	22年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	22年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市								1	1							1
横浜市								1	3							3
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	3						3	1	1						1
静岡市									1	4						4
浜松市								2	5							5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市								2	2							2
神戸市																
岡山市																
広島市								1	1							1
北九州市								2	2							2
福岡市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市																
盛岡市																
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市									1	1						1
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
合計	31	75	0	0	0	0	0	75	40	55	0	0	0	0	0	55

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							アけ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	22年度未施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度未施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	22年度未施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1	3						3
東京都																
神奈川県																
新潟県									1	13						13
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	2						2
岐阜県																
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県									1	2						2
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	硫酸カラムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							7μm繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	22年度末施設数 ^(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^(a)	新設 ^(b) <small>注3)</small>	既設 ^(c) <small>注4)</small>	瀬法から法への移行 ^(d1) <small>注5)</small>	法から瀬法への移行 ^(d2) <small>注5)</small>	廃止 ^(f)	22年度末施設数 ^(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	22	0	0	0	0	0	22

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	9						9
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1	2						2								
東京都																
神奈川県	1	2						2								
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県									1	4						4
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県									2	9						9
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	22年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	22年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	2						2								
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1						1								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市									1	4						4
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	4	7	0	0	0	0	0	7	6	32	0	0	0	0	0	32

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	カドミウム等の製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シロホキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はシクロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1	3						3								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市									1	2						2
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	3	0	0	0	0	0	3	1	2	0	0	0	0	0	2

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	4-クロロホルム、酸水素トリウム ^{注1)} の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	22年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	22年度末施設数 ^{注2)} (a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								1	3							3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3					3									
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未達変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	4-クロロフルオロ酸水素トリウム ^{注1)} の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設							2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン ^{注1)} の製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注4)} (b)	既設 ^{注5)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注6)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注6)} (d2)	廃止 ^{注6)} (f)	22年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注4)} (b)	既設 ^{注5)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注6)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注6)} (d2)	廃止 ^{注6)} (f)	22年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	3	0	0	0	0	0	3	1	3	0	0	0	0	0	3

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	ジオキサン ^ハ イレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサン ^ハ イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	22年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	22年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								2	2							2
茨城県								2	4							4
栃木県								1	4							4
群馬県																
埼玉県								1	1							1
千葉県								1	1							1
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県								5	10							10
石川県																
福井県								2	5							5
山梨県																
長野県																
岐阜県								1	1							1
静岡県								5	18							18
愛知県								2	3							3
三重県								1	2							2
滋賀県								4	5							5
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7						7	1							1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一政令市別)

	ジコサジソバノイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、 還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体 洗浄施設、ジコサジソバノイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市									1	2						2
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市									1	3						3
浜松市																
名古屋市									1	8						8
京都市									1	4	2					6
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市									1	1						1
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1	1						1
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	2						2
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市									1	1						1
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	1	7	0	0	0	0	0	7	35	79	2	0	0	0	0	81

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のう ちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度未施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県	1	9						9								
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4						4								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									4	49	1					50
千葉県																
東京都																
神奈川県									1	9						9
新潟県																
富山県			1					1								
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	194	1				3	192
愛知県	1	1						1								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1						1								
高知県																
福岡県	1	7						7								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	6						6								
宇都宮市																
前橋市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市	1	10	6					16								
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	7	38	7	0	0	0	0	45	7	252	2	0	0	0	3	251

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未済変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未変更(e) ^{注6)}	廃止(f)	22年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	規模未変更(e) ^{注6)}	廃止(f)
北海道	19	45						45	8	13							13
青森県	19	40		4				44	1	14		1					15
岩手県	5	5						5									
宮城県	1	6						6									
秋田県	2	3						3	5	7							7
山形県	14	13	1					14	8	8							8
福島県	9	26						26	19	25							25
茨城県	44	74					3	71	14	18							18
栃木県	3	5						5	5	6							6
群馬県	3	6						6	8	8							8
埼玉県	62	143	2				1	144	21	41							41
千葉県	36	91	2				5	88	15	39							39
東京都	35	140					2	138	18	88	5	1					94
神奈川県	15	57	3				3	57	6	15	1	2				1	17
新潟県	19	24					1	23	17	20	1						21
富山県	7	26						26	2	5							5
石川県	4	5						5	5	6							6
福井県	11	27						27	5	8							8
山梨県	5	8						8	4	4							4
長野県	29	79					2	77		24							24
岐阜県	30	39						39									
静岡県	42	63						63	4	12							12
愛知県	33	60					4	56	17	23						1	22
三重県	19	34						34	7	9							9
滋賀県	3	9						9	1	2							2
京都府	5	9					1	8	7	11							11
大阪府	36	113					5	108	2	31						2	29
兵庫県	22	45						45	27	31						1	30
奈良県	18	26						26	7	10							10
和歌山県	4	4						4	13	16							16
鳥取県	6	14					1	13	10	18							18
島根県	20	26	1				2	25	2	3							3
岡山県	12	17						17	6	12							12
広島県	9	17						17	4	5							5
山口県	23	55					5	50		2							2
徳島県	19	37						37	6	8							8
香川県	11	17					1	16	6	12							12
愛媛県	9	16						16	2	2							2
高知県	7	9						9									
福岡県	25	46	1				3	44	9	18							18
佐賀県	7	11	2					13	6	6						1	5
長崎県	9	15						15	6	8							8
熊本県	4	6						6	2	3							3
大分県																	
宮崎県	1	1						1	1	1							1
鹿児島県																	
沖縄県	17	27	3				4	26	6	6							6

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括-政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設								灰の貯留施設									
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	規模未 ^{注6)} 満変更(e)	廃止 ^{注6)} (f)	22年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	規模未 ^{注6)} 満変更(e)	廃止 ^{注6)} (f)	22年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)
札幌市	1	9						9	4	8								8
仙台市	4	8						8	3	3								3
さいたま市	3	5						5	3	6								6
千葉市	5	18						18	2	11								11
横浜市	4	16						16	4	22								22
川崎市	13	37					3	34	5	5								5
相模原市	10	28					4	24		8						1		7
新潟市	7	11					1	10	2	5								5
静岡市	5	7						7	2	4						2		2
浜松市	4	12						12		1								1
名古屋市	5	22	2					24	1	4								4
京都市	8	17						17		6								6
大阪市	9	28						28		10								10
堺市	4	5					1	4	6	7	2							9
神戸市	5	12	2				2	12	2	5								5
岡山市	10	11						11	2	5						1		4
広島市	17	34	4				1	37	1	8	1							9
北九州市	9	29	2					31	7	57	2							59
福岡市	4	17						17	1	5								5
函館市																		
旭川市																		
青森市	3	3						3	2	3								3
盛岡市	1	2						2	1	1								1
秋田市	3	9						9	1	2								2
郡山市									2	2								2
いわき市	7	20		4				24										
宇都宮市	5	13						13		5								5
前橋市	1	3					2	1	2	6								6
川越市	4	7					2	5	2	5						1		4
船橋市									2	2								2
柏市																		
横須賀市	3	13						13	1	5								5
富山市	4	8						8	1	1								1
金沢市	3	4						4										
長野市	5	12					2	10	1	1								1
岐阜市	4	4						4										
豊橋市		2	1					3	3	4								4
岡崎市	2	7					4	3	3	1	3							3
豊田市	2	4						4	4	5								5
大津市	1	3						3	1	1								1
高槻市	2	12						12		3								3
東大阪市		12						12										
姫路市	7	23					4	19	2	14						1		13
尼崎市	7	21					1	20	3	4								4
西宮市									3	2	1							3
奈良市	1	2						2	1	2								2
和歌山市	3	4						4	2	3								3
倉敷市	12	34						34	3	5								5
福山市	6	12			1			12	3	5			1					5
下関市																		
高松市	3	3						3	1	2								2
松山市	2	4						4										
高知市	2	2						2	1	2								2
久留米市	2	2						2	1	1								1
長崎市	4	6						6		2								2
熊本市		2						2	2	2								2
大分市	4	17						17		2								2
宮崎市		2						2	1	1								1
鹿児島市									2	3								3
合計	963	2137	26	8	1	0	0	70	2101	406	877	13	4	1	0	0	12	882

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの							廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設								
	小 計															
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)
北海道	27	58						58	1	3						3
青森県	20	54		5				59								
岩手県	5	5						5								
宮城県	1	6						6								
秋田県	7	10						10								
山形県	22	21	1					22	1	26						26
福島県	28	51						51								
茨城県	58	92					3	89								
栃木県	8	11						11								
群馬県	11	14						14								
埼玉県	83	184	2				1	185								
千葉県	51	130	2				5	127		2					2	
東京都	53	228	5	1			2	232	1	3						3
神奈川県	21	72	4	2			4	74								
新潟県	36	44	1				1	44		1						1
富山県	9	31						31								
石川県	9	11						11								
福井県	16	35						35								
山梨県	9	12						12								
長野県	29	103					2	101								
岐阜県	30	39						39								
静岡県	46	75						75								
愛知県	50	83					5	78	1	1						1
三重県	26	43						43								
滋賀県	4	11						11								
京都府	12	20						19								
大阪府	38	144					7	137								
兵庫県	49	76					1	75								
奈良県	25	36						36								
和歌山県	17	20						20								
鳥取県	16	32					1	31								
島根県	22	29	1				2	28								
岡山県	18	29						29								
広島県	13	22						22	1	1						1
山口県	23	57					5	52								
徳島県	25	45						45								
香川県	17	29					1	28								
愛媛県	11	18						18								
高知県	7	9						9								
福岡県	34	64	1				3	62								
佐賀県	13	17	2				1	18								
長崎県	15	23						23								
熊本県	6	9						9								
大分県																
宮崎県	2	2						2								
鹿児島県																
沖縄県	23	33	3					32								

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの							廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設									
	小 計																
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	規模未満変更 ^{注6)} (e)	廃止 ^{注6)} (f)	22年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注3)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注6)} (f)	22年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)
札幌市	5	17						17									
仙台市	7	11						11									
さいたま市	6	11						11									
千葉市	7	29						29	1	1						1	
横浜市	8	38						38	1	1						1	
川崎市	18	42					3	39	1	26						26	
相模原市	10	36					5	31									
新潟市	9	16					1	15									
静岡市	7	11					2	9									
浜松市	4	13						13									
名古屋市	6	26	2					28	1	1						1	
京都市	8	23						23									
大阪市	9	38						38	2	5						5	
堺市	10	12	2				1	13									
神戸市	7	17	2				2	17									
岡山市	12	16					1	15									
広島市	18	42	5				1	46	1	1						1	
北九州市	16	86	4					90	1	13	1					14	
福岡市	5	22						22									
函館市																	
旭川市																	
青森市	5	6						6									
盛岡市	2	3						3									
秋田市	4	11						11									
郡山市	2	2						2									
いわき市	7	20		4				24									
宇都宮市	5	18						18									
前橋市	3	9					2	7									
川越市	6	12					3	9									
船橋市	2	2						2									
柏市																	
横須賀市	4	18						18									
富山市	5	9						9	2	2						2	
金沢市	3	4						4									
長野市	6	13					2	11									
岐阜市	4	4						4									
豊橋市	3	6	1					7									
岡崎市	3	10					4	6									
豊田市	6	9						9	1	40						40	
大津市	2	4						4									
高槻市	2	15						15									
東大阪市		12						12									
姫路市	9	37					5	32									
尼崎市	10	25					1	24									
西宮市	3	2	1					3									
奈良市	2	4						4									
和歌山市	5	7						7									
倉敷市	15	39						39									
福山市	9	17			2			17									
下関市																	
高松市	4	5						5									
松山市	2	4						4									
高知市	3	4						4									
久留米市	3	3						3									
長崎市	4	8						8									
熊本市	2	4						4									
大分市	4	19						19									
宮崎市	1	3						3									
鹿児島市	2	3						3									
合 計	1369	3014	39	12	2	0	0	82	2983	16	127	1	0	0	0	2	126

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
 注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 0 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種別・総括一都道府県別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、 魔ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1	1						1	1	1				1
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	2	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3	3				3
群馬県	2	3						3	3	3				3
埼玉県	3	6						6	10	10				10
千葉県	1	1						1	3	3				3
東京都									21	21				21
神奈川県	1	2						2	13	14		1		15
新潟県														
富山県	1	2						2	3	3	1			4
石川県														
福井県									1	1				1
山梨県									1	1				1
長野県	1	1						1	3	3				3
岐阜県	2	3						3	2	2				2
静岡県	2	3						3	2	2				2
愛知県	3	4						4	7	7				7
三重県									2	2				2
滋賀県	1	1						1	2	2				2
京都府									2	2				2
大阪府	1	2						2	14	14				14
兵庫県									5	5				5
奈良県									1	2				2
和歌山県														
鳥取県									4	4				4
島根県									1	1				1
岡山県									1	1				1
広島県	1	2						2						
山口県									1	2				2
徳島県														
香川県	1	3						3						
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2	1	1				1
長崎県									2	2				2
熊本県														
大分県														
宮崎県									1	1				1
鹿児島県														
沖縄県	2	2						2		1			1	

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 0 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—政令市別)

	700類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市								5	5					5
仙台市								2	2					2
さいたま市														
千葉市								2	4					4
横浜市								6	22					22
川崎市								2	5					5
相模原市	1	2						2						
新潟市	1	1						1	1	1				1
静岡市	1	2						2	3	4				4
浜松市								2	2					2
名古屋市								6	6	1				7
京都市								4	4					4
大阪市								9	8		1			9
堺市	1	1						1	2	2				2
神戸市								4	5				1	4
岡山市								1	1					1
広島市								5	7					7
北九州市	1	2						2	3	4				4
福岡市								3	3					3
函館市								1	1					1
旭川市								1	1					1
青森市														
盛岡市														
秋田市								2	2					2
郡山市								1	1					1
いわき市								1	1					1
宇都宮市														
前橋市								1	3					3
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市								2	2					2
富山市	1	1						1	2	2				2
金沢市	1		1					1	2	2	1			3
長野市								3	3					3
岐阜市								2	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
大津市								1	1					1
高槻市								1	4					4
東大阪市								2	2					2
姫路市	1	2						2	2	2				2
尼崎市								2	2					2
西宮市								2	2					2
奈良市														
和歌山市								2	2					2
倉敷市								1	1					1
福山市								1	1					1
下関市	1	1						1						
高松市								2	2					2
松山市														
高知市	1	2						2	1	1				1
久留米市														
長崎市								1	1					1
熊本市								2	2					2
大分市														
宮崎市								1	1					1
鹿児島市	1	3						3	1	1				1
合計	38	61	1	0	0	0	0	62	222	256	3	2	2	259

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。
注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設							合 計								
	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注4)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	廃止 ^{注5)} (f)	22年度末施設数 ^{注3)} (a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	21年度末施設数 ^{注3)} (a)	新設 ^{注4)} (b)	既設 ^{注4)} (c)	瀬法から法への移行 ^{注5)} (d1)	法から瀬法への移行 ^{注5)} (d2)	規模未満変更 ^{注5)} (e)	廃止 ^{注5)} (f)
北海道								41	84							84
青森県								24	72		5					77
岩手県		1					1	7	8							8
宮城県		2					2	6	17							17
秋田県		1					1	7	11							11
山形県								23	47	1						48
福島県		1					1	32	61							61
茨城県								68	115						3	112
栃木県	1	1					1	15	21							21
群馬県								17	21							21
埼玉県								102	251	3					1	253
千葉県	3	4					4	62	147	2					7	142
東京都								75	252	5	1				2	256
神奈川県								38	100	4	3				4	103
新潟県	4	9					9	42	73	1					1	73
富山県								20	49	2						51
石川県								9	11							11
福井県								19	41							41
山梨県								10	13							13
長野県		2					2	34	111						2	109
岐阜県								36	46							46
静岡県		1					1	60	306	1					3	304
愛知県	2	2					2	71	109						5	104
三重県	1	2					2	32	56							56
滋賀県								11	19							19
京都府								15	23						1	22
大阪府								53	160						7	153
兵庫県								57	87						1	86
奈良県								26	38							38
和歌山県								17	20							20
鳥取県								21	40						1	39
島根県		1					1	24	32	1					2	31
岡山県								20	31							31
広島県	1	2					2	21	33							33
山口県	1	1					1	29	74						5	69
徳島県								26	47							47
香川県	1	1					1	22	37						1	36
愛媛県	2	4					4	17	37							37
高知県								7	9							9
福岡県	1	1					1	37	73	1					3	71
佐賀県								15	20	2					1	21
長崎県								18	26							26
熊本県								7	10							10
大分県																
宮崎県								4	5							5
鹿児島県								1	1							1
沖縄県	1	1					1	27	38	3					5	36

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括—政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場 から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	21年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	22年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市								10	22							22	
仙台市								9	13							13	
さいたま市								6	11							11	
千葉市	1	1					1	12	36							36	
横浜市	2	2					2	19	68							68	
川崎市		1					1	21	74						4	70	
相模原市	1	2					2	12	40						5	35	
新潟市		1					1	14	25						1	24	
静岡市								13	24						2	22	
浜松市								8	20							20	
名古屋市								15	42	3						45	
京都市								13	31	2						33	
大阪市								20	51		1					52	
堺市								15	17	2					1	18	
神戸市								11	22	2					3	21	
岡山市								13	17						1	16	
広島市								25	51	5					1	55	
北九州市		1					1	23	108	5						113	
福岡市								8	25							25	
函館市								1	1							1	
旭川市								2	4							4	
青森市								5	6							6	
盛岡市								2	3							3	
秋田市								8	15							15	
郡山市								3	3							3	
いわき市		1					1	10	30		4					34	
宇都宮市	1	1					1	6	19							19	
前橋市								4	12						2	10	
川越市								6	12						3	9	
船橋市								2	2							2	
柏市																	
横須賀市								6	20							20	
富山市	1	1					1	11	15							15	
金沢市	1		1				1	7	6	3						9	
長野市								9	16						2	14	
岐阜市								6	6							6	
豊橋市								4	7	1						8	
岡崎市	1	1					1	4	11						4	7	
豊田市								8	50							50	
大津市								3	5							5	
高槻市								3	19							19	
東大阪市								2	14							14	
姫路市	1	1					1	16	55	6					5	56	
尼崎市								12	27						1	26	
西宮市								5	4	1						5	
奈良市								2	4							4	
和歌山市								8	10							10	
倉敷市		1					1	17	45							45	
福山市								10	18				2			18	
下関市								2	2							2	
高松市								6	7							7	
松山市								2	4							4	
高知市								5	7							7	
久留米市								3	3							3	
長崎市								5	9							9	
熊本市								4	6							6	
大分市	2	3					3	7	23							23	
宮崎市								2	4							4	
鹿児島市								4	7							7	
合 計	29	54	1	0	0	0	1	54	1814	4090	56	14	2	0	0	90	4070

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 8 (1a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設												小計	
	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉					
	22年度末 事業場数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県	1	1	1					1	1			2	2	
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数
()内に再掲した。

表 I - 8 (1 b) 鋁山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	亜鉛回収施設												小計	
	焙焼炉			焼結炉		溶鋁炉		溶解炉		乾燥炉				
	22年度末 事業場数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
合計	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	2(0)	

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鋁山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (2a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉												
	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)		
	22年度末 事業場数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数
北海道	1(1)							1(1)	1(1)				
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	2					2	2(2)						
茨城県													
栃木県	1(1)	2(2)	2(2)										
群馬県								1	1				
埼玉県													
千葉県													
東京都	1(1)					1(1)	1(1)						
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県									1				
福井県	2(2)					2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	1(1)	1(1)		
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府	1(1)					1(1)	1(1)						
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県	1					1	1						
香川県													
愛媛県	2	3	3			1	1						
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県	2					2	2						

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数
()内に再掲した。

表 I - 8 (2b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉												
	22年度末 事業場数	4t/h以上		2t/h以上～ 4t/h未満		200kg/h以上～ 2t/h未満		100kg/h以上～ 200kg/h未満		50kg/h以上～ 100kg/h未満		50kg/h未満 (0.5㎡以上)	
		22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末 施設数	21年度末 施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市	1						1	1					
横浜市	1(1)						1(1)	1(1)					
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市						1(1)							
宇都宮市													
前橋市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市	1	1	1										
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合計	16(7)	6(2)	6(2)	0(0)	1(1)	12(5)	12(7)	4(3)	5(3)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
()内に再掲した。

表 I - 8 (3a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末		21年度末 施設数
			事業場数	施設数	
北海道	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	2	2(2)	2	2	2(2)
茨城県					
栃木県	2(2)	2(2)	1(1)	2(2)	2(2)
群馬県	1	1	1	3	3
埼玉県					
千葉県					
東京都	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県		1			1
福井県	5(5)	5(5)	2(2)	5(5)	5(5)
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	4	4	2	4	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	2	2	2	2	2

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (3b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉 小計		合 計		
	22年度末 施設数	21年度末 施設数	22年度末		21年度末 施設数
			事業場数	施設数	
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市	1	1	1	1	1
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市		1(1)			1(1)
宇都宮市					
前橋市					
川越市					
船橋市					
柏市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市	1	1	1	1	1
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
熊本市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
合 計	23(11)	25(14)	17(7)	25(11)	27(14)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 9 (1 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小 計								
	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県									1	1	1	1	1	1	
山形県															
福島県	2	3	3(3)				2	3	3(3)				2	3	3(3)
茨城県															
栃木県	1(1)	1(1)	1				1(1)	1(1)	1	1(1)	1(1)	1	2(2)	2(2)	2
群馬県	1	2	2				1	2	2				1	2	2
埼玉県															
千葉県															
東京都	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3				2	3	3				2	3	3
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (1b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別—政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設			合 計		
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末	22年度末		21年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市			3(3)						3(3)						3(3)
宇都宮市															
前橋市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合 計	8(3)	11(3)	14(8)	0(0)	0(0)	0(0)	8(3)	11(3)	14(8)	2(1)	2(1)	2(0)	10(4)	13(4)	16(8)

注1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 10 (1a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設							
	22年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+c)	焙焼炉		22年度末施設数 (a+c)	焼結炉		
						法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}		附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)		附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	
北海道	1		1	3	3									
青森県				1	1							1		1
岩手県														
宮城県				2	2									
秋田県														
山形県														
福島県								2	2					
茨城県	2		2	5	5			2	1	1				
栃木県				2	2									
群馬県				1	1									
埼玉県				5	4	1								
千葉県	3		3											
東京都				3	3									
神奈川県				1	1									
新潟県				3	3									
富山県				1	1									
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	3		3	14	11		3	2	2					
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府				4	3		1							
兵庫県	1		1	1	1									
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県				4	4									
岡山県														
広島県	2		2											
山口県				12	10		2							
徳島県														
香川県														
愛媛県								2	2					
高知県														
福岡県														
佐賀県				1	1									
長崎県														
熊本県				1	1			1		1				
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県				1	1									

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (1b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設							
	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数(a+c)	焙焼炉		22年度末施設数(a+c)	焼結炉		
						法施行前設置(b) ^{注2)}	法施行後設置(c) ^{注3)}		附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)		附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	
札幌市				1	1									
仙台市				3	2		1							
さいたま市														
千葉市	2	1	1											
横浜市														
川崎市	1	1		4	4									
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市				1	1									
京都市														
大阪市				10	9	1								
堺市				5	5									
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	3	3		5	2	1	2							
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市								1	1		1	1		
宇都宮市				1		1								
前橋市														
川越市														
船橋市				1		1								
柏市														
横須賀市														
富山市				1	1									
金沢市														
長野市														
岐阜市				2	2									
豊橋市				1	1									
岡崎市														
豊田市														
大津市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市				5	5			1	1		4		4	
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市	3	2	1	2	2			1	1					
倉敷市	4	4		6	6									
福山市	5	4	1											
下関市														
高松市				1	1									
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市	2	2												
宮崎市														
鹿児島市														
合計	32	29	3	114	100	5	9	12	10	2	6	1	5	

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	亜鉛回収施設									小計		
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉			22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)			
北海道												
青森県	1		1							2		2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2	2	
茨城県										2	1	1
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県										2	2	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3	3	
高知県												
福岡県	2	2					2	2		4	4	
佐賀県												
長崎県												
熊本県										1		1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	亜鉛回収施設									小計		
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉					
	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				2	2					4	4	
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							6		6	11	1	10
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市										1	1	
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	3	2	1	2	2	0	9	3	6	32	18	14

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
北海道				15	3	12				15	3	12
青森県												
岩手県												
宮城県				1	1					1	1	
秋田県												
山形県				2	2					2	2	
福島県	1	1		25	22	3	2	2		28	25	3
茨城県	3		3	28	27	1	3	1	2	34	28	6
栃木県	3	3		59	47	12	2	1	1	64	51	13
群馬県	1	1		7	4	3	2	1	1	10	6	4
埼玉県				44	24	20	4	2	2	48	26	22
千葉県				8	5	3				8	5	3
東京都												
神奈川県												
新潟県				13	5	8				13	5	8
富山県				38	37	1				38	37	1
石川県				1	1					1	1	
福井県				17	10	7	2	1	1	19	11	8
山梨県				3	3		1	1		4	4	
長野県				13	6	7	2	1	1	15	7	8
岐阜県				3	2	1				3	2	1
静岡県	4	3	1	60	44	16	6	3	3	70	50	20
愛知県	8	5	3	105	26	79	9	4	5	122	35	87
三重県	2	2		31	24	7	2	1	1	35	27	8
滋賀県				16	9	7	3	2	1	19	11	8
京都府				4	2	2				4	2	2
大阪府				11	11		4	3	1	15	14	1
兵庫県	2		2	8	8					10	8	2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県				2	2		1		1	3	2	1
広島県				3	3					3	3	
山口県				3	1	2	2	1	1	5	2	3
徳島県												
香川県	1	1		1	1					2	2	
愛媛県												
高知県												
福岡県				19	10	9	2		2	21	10	11
佐賀県				4	2	2				4	2	2
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				25	7	18	1		1	26	7	19
大分県				1		1				1		1
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県				2	1	1				2	1	1
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・法一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設									小計		
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)			
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				3	2	1	1	1		4	3	1
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市				20	17	3				20	17	3
浜松市				2	2					2	2	
名古屋市				18	16	2				18	16	2
京都市				8	6	2	1	1		9	7	2
大阪市				2	2					2	2	
堺市				6	6		1	1		7	7	
神戸市												
岡山市												
広島市				1	1		1	1		2	2	
北九州市	1		1	3	2	1				4	2	2
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市				1	1					1	1	
郡山市												
いわき市				1		1				1		1
宇都宮市												
前橋市				3	2	1				3	2	1
川越市				1	1					1	1	
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市				6		6	2		2	8		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市				5	4	1				5	4	1
岡崎市				2	1	1				2	1	1
豊田市				29	15	14	5	2	3	34	17	17
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	2	2		14	14					16	16	
尼崎市												
西宮市												
奈良市				1		1				1		1
和歌山市												
倉敷市				8	8					8	8	
福山市												
下関市				12	12					12	12	
高松市				1	1					1	1	
松山市				1	1					1	1	
高知市												
久留米市				3		3				3		3
長崎市												
熊本市												
大分市				2	2					2	2	
宮崎市												
鹿児島市				1	1					1	1	
合計	28	18	10	728	469	259	59	30	29	815	517	298

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道	18	10		8	27	20	2	5	114	89	2	23
青森県	10	5	1	4	23	8	7	8	32	21	5	6
岩手県	2	2			25	13	5	7	30	15	6	9
宮城県	6	6			28	28			31	31		
秋田県	3	1		2	13	11		2	51	39	3	9
山形県	7	5	1	1	12	5	1	6	28	15	3	10
福島県	5	3		2	30	28		2	51	40	2	9
茨城県	28	16	2	10	65	53	2	10	77	57	10	10
栃木県	10	8		2	33	23	2	8	48	41	3	4
群馬県	16	15		1	27	26		1	47	36	3	8
埼玉県	43	24	4	15	80	77		3	90	80	2	8
千葉県	46	30	1	15	75	59	3	13	77	54	4	19
東京都	109	71	8	30	46	28	1	17	46	38	5	3
神奈川県	34	25		9	28	26	1	1	31	22	5	4
新潟県	8	6		2	53	45	2	6	60	39	10	11
富山県	6	1		5	15	12		3	19	12		7
石川県					12	10		2	25	21		4
福井県	6	6			15	14		1	31	21	4	6
山梨県	3	3			22	15		7	25	19	1	5
長野県	7	4	3		29	29			70	44	14	12
岐阜県	2	2			32	15	4	13	71	49	13	9
静岡県	28	9	11	8	45	23	15	7	87	57	18	12
愛知県	46	23	9	14	49	33	9	7	96	59	21	16
三重県	17	12		5	35	25	2	8	61	51	3	7
滋賀県	5	3		2	21	18		3	39	28	1	10
京都府	6	2		4	13	9	4		29	22	3	4
大阪府	36	25		11	39	28	2	9	44	34	3	7
兵庫県	19	14		5	35	32	1	2	72	59	7	6
奈良県	6	5		1	24	17		7	40	35		5
和歌山県					12	6	3	3	34	25	3	6
鳥取県	5	3	2		6	1	3	2	36	26	6	4
島根県	5	3		2	10	3	1	6	29	15	9	5
岡山県	4	4			15	13		2	46	39	4	3
広島県	9	3		6	21	19		2	55	47	1	7
山口県	13	11		2	24	17	1	6	49	39	5	5
徳島県	2	1		1	23	20		3	51	36	6	9
香川県	7	4		3	8	6		2	28	26		2
愛媛県	6	6			20	6	7	7	53	34	12	7
高知県					14	8	2	4	30	22	4	4
福岡県	15	10		5	30	25		5	54	40	5	9
佐賀県	4			4	13	11		2	45	34	3	8
長崎県	8	2	3	3	15	10		5	60	37	7	16
熊本県	2	2			25	14	7	4	44	34	4	6
大分県	3	1		2	13	11		2	19	18		1
宮崎県	9	5	1	3	8	8			21	16	1	4
鹿児島県					24	16	2	6	48	33	1	14
沖縄県	8	2		6	18	13		5	32	9	4	19

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
札幌市	11	6	3	2	8	5	1	2	1		1	
仙台市	10	6		4	5	3		2	3	1		2
さいたま市	11	11			3	2	1		5	5		
千葉市	13	7	2	4	3	3			5	3		2
横浜市	27	18	4	5	4	3	1		6	5		1
川崎市	24	15		9	6	3	3		16	10		6
相模原市	7	4		3	1	1			9	9		
新潟市	12	8		4	10	5	2	3	17	12	1	4
静岡市	6		4	2	3		3		9		9	
浜松市	8	4		4	11	10		1	21	19		2
名古屋市	19	12	2	5	1	1			3	1		2
京都市	21	12	3	6	1	1			10	5	2	3
大阪市	26	16	3	7	7	6	1		9	6	2	1
堺市	15	9		6	2			2	5	3		2
神戸市	15	13		2	3	2		1	3	3		
岡山市	8	4	3	1	1	1			30	26	1	3
広島市	9	4		5	4	2		2	31	20	2	9
北九州市	19	13		6	3	3			19	10		9
福岡市	9	6		3	4	3		1	5	5		
函館市	3	1		2					3	3		
旭川市	2	2			2	1		1	1			1
青森市	6	4	2		6	4	2		3	2		1
盛岡市	3	3			3	3			6	5		1
秋田市	4	1		3	3	1		2	6	6		
郡山市	4	4			2	1		1	1	1		
いわき市	15	9	3	3	5	2	2	1	6	4	1	1
宇都宮市	7	2	5		4	4			5	2	1	2
前橋市	3			3	4	2		2	3	3		
川越市	2			2	3	2	1		2	1		1
船橋市	8		8		2		2		1			1
柏市	5		3	2	3		3		2		2	
横須賀市	5	4		1	3	3			1	1		
富山市	2	1		1					10	8		2
金沢市	7	5		2	4	1		3	6	3	1	2
長野市	3	3			1			1	11	10		1
岐阜市	5	5			6	5	1		5	5		
豊橋市	3	1	2		4	2		2	4	2	1	1
岡崎市	7	5		2					6	4	1	1
豊田市	4		1	3	3	1		2	3	3		
大津市					7	5	1	1	3	2		1
高槻市	5	5			2	1	1		2	2		
東大阪市	8	1	5	2	3		1	2	2		2	
姫路市	11	4		7	10	6		4	6	4		2
尼崎市	7	3	1	3	3	1		2	4	4		
西宮市	7	7			1	1			1	1		
奈良市	4	4							4	4		
和歌山市	6	6			4	3		1	10	9		1
倉敷市	11	8		3	12	9		3	19	17	1	1
福山市	4			4	6	6			14	14		
下関市	2	1		1	1	1			8	6		2
高松市	5	2		3					8	7		1
松山市	8	5		3	3	2	1		12	6		6
高知市	3		3		1	1			3	2		1
久留米市	3	3							4	3	1	
長崎市	4	4							3	2		1
熊本市	4	4			1	1			5	5		
大分市	9	5	1	3	2	1		1	15	9	2	4
宮崎市	3			3	1	1			2	1		1
鹿児島市	4	2		2	2		2		13	7		6
合計	1108	675	104	329	1447	1062	118	267	2686	1969	257	460

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (5a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道	77	29	1	47	19	13		6	11	3		8
青森県	53	16	6	31	10	5		5	8	3	3	2
岩手県	70	15	17	38	11	4	2	5	1		1	
宮城県	51	51			12	12			5	5		
秋田県	20	12		8	1			1	3	3		
山形県	61	19	1	41	6	4		2	7	5		2
福島県	17	13		4	15	10		5	9	8		1
茨城県	202	75	2	125	33	18	1	14	10	6	2	2
栃木県	81	45		36	26	12		14	10	10		
群馬県	37	18		19	23	6		17	5			5
埼玉県	31	21	2	8	83	25	3	55	13	7		6
千葉県	140	51		89	30	18		12	16	7		9
東京都	52	32		20	52	28		24	23	14		9
神奈川県	36	22	1	13	17	9	1	7	4	3		1
新潟県	67	26		41	25	15		10	19	16		3
富山県	37	24		13	9	8		1	2	1		1
石川県	44	24	1	19	6	5		1	1	1		
福井県	48	24		24	11	11			7	4		3
山梨県	27	12		15	8	6		2	6	5		1
長野県	58	28	4	26	14	8		6	6	4		2
岐阜県	88	82	3	3	50	44		6	11	9	2	
静岡県	105	65	1	39	37	23		14	22	9		13
愛知県	56	38		18	25	15		10	10	7		3
三重県	87	54		33	23	15		8	9	6		3
滋賀県	41	31		10	14	12		2	10	9		1
京都府	35	17		18	6	5		1				
大阪府	22	12		10	8	7	1		7	4		3
兵庫県	112	79		33	31	20		11	9	8		1
奈良県	106	40		66	16	7		9	3	2		1
和歌山県	35	17		18	8	7		1	5	3		2
鳥取県	41	19	3	19	7	6		1	1	1		
島根県	30	11	5	14	4	1		3	8	3	3	2
岡山県	57	24		33	5	4		1	6	5		1
広島県	57	34	1	22	16	8		8	15	10		5
山口県	51	36		15	22	21		1	9	6		3
徳島県	82	40		42	10	8		2	4	4		
香川県	64	22		42	16	14		2	7	4		3
愛媛県	76	27	6	43	29	17		12	16	7		9
高知県	64	36		28	15	11		4	4	3		1
福岡県	90	52		38	34	32		2	13	12		1
佐賀県	43	25		18	8	5		3	4	1		3
長崎県	33	15		18	3	2		1	4	2		2
熊本県	39	5	6	28	7	5	1	1	9	7		2
大分県	18	7		11	8	7		1	3	3		
宮崎県	35	9		26	2	1		1				
鹿児島県	74	33		41	13	8		5	7	6		1
沖縄県	28	5		23	10	1		9	6	2		4

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (5b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)			
	22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
札幌市	4	1		3	3	2		1	2	2		
仙台市	8	6		2	1			1				
さいたま市	2	2			6	3		3	3	2		1
千葉市	17	9		8	9	6		3	3			3
横浜市	11	11			29	26		3	5	5		
川崎市	1	1			4			4	3	3		
相模原市	3	3			2	1		1				
新潟市	21	10		11	9	8		1	2	2		
静岡市	24	15	4	5	11	5	4	2	4	4		
浜松市	18	13		5	3	3			1	1		
名古屋市	17	5	7	5	9	2	4	3	7	1	2	4
京都市	15	13		2	15	15			2	2		
大阪市	4	2		2	7	6		1				
堺市	14	7		7	6	6			2	2		
神戸市	12	8		4	3	2		1	1	1		
岡山市	15	9		6	2	2			2			2
広島市	12	10		2	1	1			2	1		1
北九州市	11	8		3	1			1	3	1		2
福岡市	5	2		3								
函館市	3	1		2								
旭川市	4	2		2					3			3
青森市	14	1		13	3			3	4	1		3
盛岡市	10	7		3	2	2			5	1		4
秋田市	3	2		1					1	1		
郡山市	7	5		2	4	2			2			
いわき市	3	3			2				2			
宇都宮市	5			5	2	2			1			1
前橋市	17	6		11	3	2		1				
川越市	3	1		2	2	1		1	1			1
船橋市	3	3			3	2		1				
柏市	6	1	2	3	2	2						
横須賀市	2			2	1			1	5			5
富山市	16	5		11	8	3		5	2	1		1
金沢市	8	4		4	7	5		2	1	1		
長野市	7	3		4								
岐阜市	6	4		2	2	2			1	1		
豊橋市	4	2		2	1	1						
岡崎市	7	7			6	5		1				
豊田市	4	3		1	3	1		2				
大津市	5	2		3								
高槻市	5	2	1	2								
東大阪市	2		2		2		1	1				
姫路市	13	11		2	5	4		1	1	1		
尼崎市	2	2			3	3						
西宮市									2	2		
奈良市	12	8		4	6	5		1	2	1		1
和歌山市	14	13		1	4	2		2	7	6		1
倉敷市	5	5			2	1		1	3			3
福山市	31	21		10	4	4						
下関市	4	2		2					1	1		
高松市	9	5		4	2	1		1				
松山市	14	9		5	1	1						
高知市	18	6		12	2	1		1				
久留米市	7	4		3	6	6						
長崎市	7	4		3	4	4						
熊本市	9	6		3	2	2			1	1		
大分市	8	2		6	2	2			4	2	1	1
宮崎市	8	4		4	1			1	1			1
鹿児島市	11	5		6	3	2		1	1			1
合計	3308	1698	76	1534	1059	679	18	362	457	285	14	158

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小 計							
	22年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <small>注1)</small>	別表第一		22年 度末施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) <small>注1)</small>	別表第一	
		法施行 前設置 (b) <small>注2)</small>	法施行 後設置 (c) <small>注3)</small>			法施行 前設置 (b) <small>注2)</small>	法施行 後設置 (c) <small>注3)</small>	
北海道	266	164	5	97	285	171	5	109
青森県	136	58	22	56	139	59	22	58
岩手県	139	49	31	59	139	49	31	59
宮城県	133	133			136	136		
秋田県	91	66	3	22	91	66	3	22
山形県	121	53	6	62	123	55	6	62
福島県	127	102	2	23	157	129	2	26
茨城県	415	225	19	171	458	261	19	178
栃木県	208	139	5	64	274	192	5	77
群馬県	155	101	3	51	166	108	3	55
埼玉県	340	234	11	95	393	264	12	117
千葉県	384	219	8	157	395	227	8	160
東京都	328	211	14	103	331	214	14	103
神奈川県	150	107	8	35	151	108	8	35
新潟県	232	147	12	73	248	155	12	81
富山県	88	58		30	127	96		31
石川県	88	61	1	26	89	62	1	26
福井県	118	80	4	34	137	91	4	42
山梨県	91	60	1	30	95	64	1	30
長野県	184	117	21	46	199	124	21	54
岐阜県	254	201	22	31	257	203	22	32
静岡県	324	186	45	93	394	236	45	113
愛知県	282	175	39	68	423	226	39	158
三重県	232	163	5	64	267	190	5	72
滋賀県	130	101	1	28	149	112	1	36
京都府	89	55	7	27	93	57	7	29
大阪府	156	110	6	40	175	127	6	42
兵庫県	278	212	8	58	290	222	8	60
奈良県	195	106		89	195	106		89
和歌山県	94	58	6	30	94	58	6	30
鳥取県	96	56	14	26	96	56	14	26
島根県	86	36	18	32	90	40	18	32
岡山県	133	89	4	40	136	91	4	41
広島県	173	121	2	50	178	126	2	50
山口県	168	130	6	32	185	142	6	37
徳島県	172	109	6	57	172	109	6	57
香川県	130	76		54	132	78		54
愛媛県	200	97	25	78	203	100	25	78
高知県	127	80	6	41	127	80	6	41
福岡県	236	171	5	60	261	185	5	71
佐賀県	117	76	3	38	122	79	3	40
長崎県	123	68	10	45	124	69	10	45
熊本県	126	67	18	41	154	75	18	61
大分県	64	47		17	65	47		18
宮崎県	75	39	2	34	76	40	2	34
鹿児島県	166	96	3	67	168	97	3	68
沖縄県	102	32	4	66	103	33	4	66

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉				合計			
	小計							
	22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		22年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
		法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	
札幌市	29	16	5	8	30	17	5	8
仙台市	27	16		11	30	18		12
さいたま市	30	25	1	4	30	25	1	4
千葉市	50	28	2	20	52	29	2	21
横浜市	82	68	5	9	86	71	5	10
川崎市	54	32	3	19	59	37	3	19
相模原市	22	18		4	22	18		4
新潟市	71	45	3	23	71	45	3	23
静岡市	57	24	24	9	77	41	24	12
浜松市	62	50		12	64	52		12
名古屋市	56	22	15	19	75	39	15	21
京都市	64	48	5	11	73	55	5	13
大阪市	53	36	6	11	65	47	7	11
堺市	44	27		17	56	39		17
神戸市	37	29		8	37	29		8
岡山市	58	42	4	12	58	42	4	12
広島市	59	38	2	19	61	40	2	19
北九州市	56	35		21	68	42	1	25
福岡市	23	16		7	23	16		7
函館市	9	5		4	9	5		4
旭川市	12	5		7	12	5		7
青森市	36	12	4	20	36	12	4	20
盛岡市	29	21		8	29	21		8
秋田市	17	11		6	18	12		6
郡山市	18	13		5	18	13		5
いわき市	31	18	6	7	36	22	6	8
宇都宮市	24	10	6	8	25	10	7	8
前橋市	30	13		17	33	15		18
川越市	13	5	1	7	14	6	1	7
船橋市	17	5	10	2	18	5	11	2
柏市	18	3	10	5	18	3	10	5
横須賀市	17	8		9	17	8		9
富山市	38	18		20	47	19		28
金沢市	33	19	1	13	33	19	1	13
長野市	22	16		6	22	16		6
岐阜市	25	22	1	2	27	24	1	2
豊橋市	16	8	3	5	22	13	3	6
岡崎市	26	21	1	4	28	22	1	5
豊田市	17	8	1	8	51	25	1	25
大津市	15	9	1	5	15	9	1	5
高槻市	14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市	17	1	11	5	17	1	11	5
姫路市	46	30		16	78	52		26
尼崎市	19	13	1	5	19	13	1	5
西宮市	11	11			11	11		
奈良市	28	22		6	29	22		7
和歌山市	45	39		6	51	44		7
倉敷市	52	40	1	11	70	58	1	11
福山市	59	45		14	64	49		15
下関市	16	11		5	28	23		5
高松市	24	15		9	26	17		9
松山市	38	23	1	14	39	24	1	14
高知市	27	10	3	14	27	10	3	14
久留米市	20	16	1	3	23	16	1	6
長崎市	18	14		4	18	14		4
熊本市	22	19		3	22	19		3
大分市	40	21	4	15	44	25	4	15
宮崎市	16	6		10	16	6		10
鹿児島市	34	16	2	16	35	17	2	16
合計	10065	6368	587	3110	11058	7032	592	3434

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設						
	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉			
						法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県								1		1				
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であつて、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (7b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設								
	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		焙焼炉			焼結炉				
						法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)		
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0		

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県				1		1				2		2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	22年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	熔焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)	22年度未施設数(a+c)	附則別表第二(a) ^{注1)}	別表第一(c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (10a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満						
	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	20年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道													1	1		
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								2	2							
茨城県																
栃木県	2	2														
群馬県													1	1		
埼玉県																
千葉県																
東京都								1				1				
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県								2	2				2			2
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府								1	1							
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県								1	1							
香川県																
愛媛県	3	3						1				1				
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県								2	2							

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (10b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉														
	4t/h以上			2t/h以上～4t/h未満			200kg/h以上～2t/h未満			100kg/h以上～200kg/h未満					
	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市								1		1					
横浜市								1			1				
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市	1	1													
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	6	6	0	0	0	0	0	12	8	1	3	4	2	0	2

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (11a)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設—都道府県別)

	廃棄物焼却炉									合計						
	50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5㎡以上)			小計			22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}			
	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)					附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道								1	1				1	1		
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県								2	2				2	2		
茨城県																
栃木県								2	2				2	2		
群馬県								1	1				3	1		2
埼玉県																
千葉県																
東京都								1				1	1			1
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県	1				1			5	2			3	5	2		3
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府								1	1				1	1		
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県								1	1				1	1		
香川県																
愛媛県								4	3			1	4	3		1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県								2	2				2	2		

注1) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (11b)

大気基準適用施設に係る基準適用状況

(施設種別・鉱山保安法等関係法令施設 - 政令市別)

	廃棄物焼却炉									合計							
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満 (0.5㎡以上)				小計			22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}		
	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	22年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}					別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市									1			1			1		1
横浜市									1					1			1
川崎市																	
相模原市																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
堺市																	
神戸市																	
岡山市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
盛岡市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市																	
宇都宮市																	
前橋市																	
川越市																	
船橋市																	
柏市																	
横須賀市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
大津市																	
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市																	
尼崎市																	
西宮市																	
奈良市																	
和歌山市																	
倉敷市									1		1			1		1	
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
久留米市																	
長崎市																	
熊本市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合計	1	0	0	1	0	0	0	0	23	16	1	6	25	16	1	8	

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
 注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
 注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 3 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 3 5 条第 2 項に基づく通知受理件数	1	0
法第 3 6 条第 2 項に基づく要求件数	0	0

表 - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成 2 2 年 4 月 1 日～平成 2 3 年 3 月 3 1 日）

	大気関係	水質関係
法第 1 4 条第 1 項に基づく届出件数 ^{注 1)}	194	59
法第 1 8 条に基づく届出件数 ^{注 2)}	709	206
瀬戸内海法第 8 条第 1 項（第 4 項）に基づく許可（届出）件数 ^{注 3)}	-	18
瀬戸内海法第 9 条に基づく届出件数 ^{注 4)}	-	25

注 1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注 2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注 3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注 4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 1 3 適用除外等の状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

(政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市	1			
宇都宮市				
前橋市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合計	1	0	0	0

表 I - 1 4 (1 a) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別一都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 ^{注2)}
北海道	6	12	2	5		
青森県	4	34	3	21		
岩手県	2	9				
宮城県	1	18	1	4		
秋田県		3				
山形県	3	7				
福島県	4	6	1			
茨城県	4	32	1	14		
栃木県	4	15				
群馬県	4	11	1			
埼玉県	4	24	2	20		
千葉県	8	26		6		
東京都	3	43	1	12		
神奈川県	2	7		1		
新潟県	5	19	11	1		
富山県		10		1		
石川県	8					
福井県		8		4		
山梨県	2	5				
長野県		8				
岐阜県	4	14	2	2		
静岡県	21	44	5	11		
愛知県	14	29	2	10		
三重県	4	10				
滋賀県		10				
京都府		18		1		1
大阪府	2	13	7	15		
兵庫県	1	23	1	2		
奈良県	1	4				
和歌山県		6				
鳥取県	3	9		1		
島根県	4	6	4	4		
岡山県	14	5				
広島県	1	3		1		
山口県		4		2		1
徳島県	3	21		1	8	8
香川県		9		1		1
愛媛県	2	11			3	2
高知県						
福岡県	4	12	2	4		
佐賀県		7	1	2		
長崎県						
熊本県		5				
大分県						
宮崎県	1	2		1		
鹿児島県	2	17				
沖縄県	2					

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 I - 1 4 (1 b) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別一政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 ^{注2)}	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 ^{注2)}
札幌市		1				
仙台市		1				
さいたま市	1					
千葉市	1					
横浜市	4	7			2	
川崎市		10			8	
相模原市	1	1	1			
新潟市	1	4				
静岡市	7				1	
浜松市	8	1	2		2	
名古屋市		5	1		4	
京都市	1		1			
大阪市		7			18	3
堺市		3				1
神戸市		3				1
岡山市	5	8	2			2
広島市	1	4				
北九州市	6	6				1
福岡市						
函館市						
旭川市		1	1		1	
青森市						
盛岡市						
秋田市		1			1	
郡山市		2				
いわき市	1	5			4	
宇都宮市						
前橋市	1	3			1	
川越市		1				
船橋市						
柏市						
横須賀市		3	1		8	
富山市	1					
金沢市						
長野市	1		1			
岐阜市		3				
豊橋市						
岡崎市						
豊田市	1		1		1	
大津市		1				
高槻市						
東大阪市						
姫路市	1	7				
尼崎市		1				
西宮市						
奈良市						
和歌山市		12				4
倉敷市	4					2
福山市		20			6	2
下関市		1				
高松市						
松山市						1
高知市		1			1	
久留米市	1	2	1		1	
長崎市						
熊本市		1				
大分市		4				1
宮崎市						
鹿児島市						
合計	194	709	59	206	18	25

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可(届出)件数を計上した。

表 - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係 - 全国）

（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	63	41
法第34条第1項に基づく立入検査件数	5,590	1,183
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	628	177

表 - 2（1） 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係 - 全国）

（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

	件数	大気関係					その他
		排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}		
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政			
		設置者による測定					
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0	
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0	
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0	
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0	
法第22条第1項に基づく改善命令件数	12	12	1	11	0	0	
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	8	8	1	7	0	0	
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0	
口頭指導件数 ^{注1)}	1,217	19	15	4	805	393	
文書指導件数 ^{注1)}	1,080	43	25	18	910	127	
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-	

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 2 (2) 命令、指導及び罰則適用件数 (水質関係 - 全国)

(平成 2 2 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 3 年 3 月 3 1 日)

	水質関係					
	件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他
		基準超過判明の端緒 ^{注2)}		行政		
		設置者による測定				
法第 1 5 条に基づく計画変更命令件数	0	-	-	-	-	0
法第 1 5 条に基づく計画廃止命令件数	0	-	-	-	-	0
法第 2 2 条第 1 項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第 2 2 条第 1 項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第 2 3 条第 3 項に基づく措置命令件数	0	-	-	-	-	0
瀬戸内海法第 1 1 条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 ^{注1)}	50	1	1	0	33	16
文書指導件数 ^{注1)}	57	1	0	1	42	14
罰則適用件数	0	-	-	-	-	-

注 1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令 (法第 1 5 条、1 6 条)、改善命令及び一時停止命令 (法第 2 2 条) ならびに措置命令 (法第 2 3 条第 3 項、瀬戸内海法第 1 1 条) 以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注 2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注 3) 未報告 1 件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係 - 全国）^{注1)}

（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

		大気関係			水質関係		
		件数	基準超過判明の端緒 ^{注2)}		件数	基準超過判明の端緒 ^{注2)}	
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数		58 ^{注3)}	32	26	2 ^{注4)}	1	1
措置状況	口頭指導件数	19	15	4	1	1	0
	文書指導件数	43	25	18	1	0	1
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	12	1	11	0	0	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	8	1	7	0	0	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	1	0	1	0	0	0
	その他	4 ^{注6)}	0	4	0	0	0
措置後の対応状況	基準達成	28	16	12	2	1	1
	対策実施中	19	10	9	0	0	0
	廃止	3	1	2	0	0	0
	未対応	8	5	3	0	0	0

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成22年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。

同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、継続案件であっても平成22年度に入り執られた措置は含まない。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 廃棄物焼却炉58件。

注4) 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設1件，アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設1件。

注5) 表 - 1及び表 - 2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注6) 全てにおいて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表Ⅱ－４（１） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況

（都道府県別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数
北海道		109	19
青森県	12	164	7
岩手県	1	25	4
宮城県	1	12	11
秋田県		65	12
山形県		83	17
福島県		18	13
茨城県		157	
栃木県		72	19
群馬県		76	
埼玉県	1	411	42
千葉県		226	19
東京都		66	18
神奈川県		85	
新潟県		27	1
富山県			
石川県		43	
福井県		241	12
山梨県		86	3
長野県		834	5
岐阜県	16	206	5
静岡県	1	117	14
愛知県		489	4
三重県		234	18
滋賀県		26	18
京都府		35	5
大阪府		46	3
兵庫県		118	4
奈良県		13	
和歌山県		2	2
鳥取県	1	37	16
島根県	1	39	7
岡山県		52	3
広島県		88	9
山口県		12	3
徳島県		53	10
香川県	4	81	14
愛媛県		22	
高知県			
福岡県		220	6
佐賀県	2	33	
長崎県		122	16
熊本県		37	2
大分県			
宮崎県		51	50
鹿児島県		7	7
沖縄県		7	3

（政令市別）

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数
札幌市		11	4
仙台市		15	7
さいたま市		33	3
千葉市		5	5
横浜市		10	11
川崎市		18	9
相模原市		20	16
新潟市		6	6
静岡市		11	5
浜松市			
名古屋市		32	5
京都市		27	8
大阪市		77	
堺市		16	8
神戸市		6	4
岡山市	2	13	
広島市		14	1
北九州市		18	9
福岡市		8	3
函館市		5	
旭川市		2	2
青森市		24	
盛岡市			
秋田市		3	2
郡山市		1	1
いわき市	2	2	2
宇都宮市		3	3
前橋市			
川越市		13	13
船橋市		6	6
柏市		2	2
横須賀市		8	
富山市		3	5
金沢市		2	
長野市		30	6
岐阜市		17	
豊橋市		3	3
岡崎市		39	1
豊田市		29	3
大津市		4	5
高槻市		11	
東大阪市		3	4
姫路市		25	
尼崎市			
西宮市	4	2	2
奈良市			
和歌山市	1	4	4
倉敷市			
福山市		23	6
下関市			
高松市		2	2
松山市			
高知市			
久留米市		1	1
長崎市	14	2	1
熊本市		2	
大分市		3	
宮崎市		7	7
鹿児島市		22	22
合計	63	5590	628

表Ⅱ－４（２a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他
					排出基準超過施設への措置状況				
					基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定	行政		
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県					1	1	1		
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県					2	2	2		
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県					1	1	1		
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県					1	1	1		
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県					1	1	1		
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県					2	2	2		
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県					1	1	1		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（２b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	
						基準超過判明の端緒 ^{注1)}				
						設置者による測定	行政			
札幌市										
仙台市										
さいたま市					1	1		1		
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市					1	1		1		
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
函館市										
旭川市										
青森市										
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市										
川越市										
船橋市										
柏市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市					1	1		1		
岡崎市										
豊田市										
大津市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
倉敷市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
熊本市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
合計	0	0	0	0	12	12	1	11	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（３a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数				設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 ^{注2)}	その他	法第23条 第3項に基 づく措置命 令件数
	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定 行政	設置者による測定			
	基準超過判明の端緒 ^{注1)}						
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県	2	2		2			
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県	1	1		1			
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県	1	1		1			
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県	1	1		1			
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県	1	1		1			

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（３b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					法第23条第3項に基づく措置命令件数
	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	
	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定			
	行政	設置者による測定				
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市	1	1		1		
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市	1	1		1		
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	8	8	1	7	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（４a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3）}				設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2）}	その他
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1）}				
		設置者による測定	行政			
北海道	1				1	
青森県	1				1	
岩手県	4				4	
宮城県	9				9	
秋田県	2	2		2		
山形県	35	2	2		4	29
福島県	2				1	1
茨城県	34	1	1		7	26
栃木県	45	1	1		42	2
群馬県	9				7	2
埼玉県	90				35	55
千葉県	2	2	2			
東京都	51				51	
神奈川県	12	1	1		11	
新潟県	14				6	8
富山県	14				14	
石川県	7				7	
福井県	21				15	6
山梨県	43				7	36
長野県	2					2
岐阜県	17				17	
静岡県	62	1		1	61	
愛知県	120	1	1		10	109
三重県	24				21	3
滋賀県	11				10	1
京都府	7				4	3
大阪府	1				1	
兵庫県	39				39	
奈良県	51				38	13
和歌山県	4				4	
鳥取県	6				6	
島根県	5				5	
岡山県	24	3	3		17	4
広島県	26				26	
山口県						
徳島県	68				35	33
香川県	6				6	
愛媛県	14				14	
高知県	38				38	
福岡県	132				132	
佐賀県	17				7	10
長崎県						
熊本県	5				5	
大分県	20				6	14
宮崎県	3	1	1		2	
鹿児島県	1				1	
沖縄県	7				5	2

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（４b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3）}			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2）}	その他	
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1）}				
		設置者による測定	行政			
札幌市	1				1	
仙台市	1					1
さいたま市	1				1	
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市	7				7	
京都市	1				1	
大阪市	1				1	
堺市						
神戸市						
岡山市	13				1	12
広島市	38				24	14
北九州市						
福岡市						
函館市	5					5
旭川市						
青森市	5	1	1		4	
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市	5	2	2		3	
川越市	1				1	
船橋市	3				3	
柏市						
横須賀市	4				4	
富山市						
金沢市	1				1	
長野市	1	1		1		
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市	1				1	
尼崎市						
西宮市						
奈良市	1				1	
和歌山市	1				1	
倉敷市	2				2	
福山市	2				2	
下関市						
高松市	2				2	
松山市	3				3	
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市	3				1	2
大分市	5				5	
宮崎市						
鹿児島市	3				3	
合計	1217	19	15	4	805	393

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（５a） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3）}					罰則適用 件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1）}		設置者による測定 結果未報告施設へ の措置状況 ^{注2）}	その他	
		設置者による測定	行政			
北海道	2	2	2			
青森県	6	6	6			
岩手県	6	1	1		5	
宮城県						
秋田県	2	2		2		
山形県	5	3	2	1		2
福島県						
茨城県	17					17
栃木県	8					8
群馬県	1					1
埼玉県	3	1	1		2	
千葉県	39				39	
東京都	14				14	
神奈川県	1	1	1			
新潟県	2	1	1		1	
富山県						
石川県	2				2	
福井県	27	1		1	26	
山梨県	83	1	1		80	2
長野県	5					5
岐阜県	4				4	
静岡県	7	4		4	3	
愛知県	8	1	1		5	2
三重県						
滋賀県	28				28	
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県	127				127	
和歌山県						
鳥取県	15	1		1	14	
島根県	1				1	
岡山県	8	6	3	3	2	
広島県	2	1	1		1	
山口県	19				19	
徳島県	71				71	
香川県	27	1		1	26	
愛媛県	26				26	
高知県						
福岡県	76				76	
佐賀県						
長崎県	1	1	1			
熊本県	1				1	
大分県	16				3	13
宮崎県						
鹿児島県	118				118	
沖縄県	10				9	1

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－４（５b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3）}						罰則適用 件数
	排出基準超過施設への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1）}		設置者による測定 結果未報告事業場 への措置状況 ^{注2）}	その他		
		設置者による測定	行政				
札幌市	1	1	1				
仙台市	1						1
さいたま市							
千葉市	37				37		
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市	48				48		
静岡市	7	1		1	6		
浜松市							
名古屋市	5	1		1	4		
京都市	1						1
大阪市	1				1		
堺市	34				34		
神戸市	24				24		
岡山市	42				42		
広島市	39				4		35
北九州市	2	2	1	1			
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市	3	2	2		1		
盛岡市							
秋田市							
郡山市	12						12
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市	1	1		1			
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市	4				4		
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市	27						27
倉敷市							
福山市	2				2		
下関市							
高松市	1	1		1			
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	1080	43	25	18	910	127	0

注1）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2）未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（１） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況

（都道府県別）

（政令市別）

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）	
北海道			32	6
青森県			108	
岩手県			2	
宮城県			1	1
秋田県			2	
山形県			23	1
福島県			11	7
茨城県			16	
栃木県			4	1
群馬県			4	
埼玉県			85	6
千葉県			37	32
東京都			66	5
神奈川県			60	
新潟県			7	3
富山県				
石川県			5	
福井県			26	2
山梨県			11	
長野県			130	
岐阜県	2		31	
静岡県			10	1
愛知県	33		72	9
三重県			100	5
滋賀県				
京都府			7	1
大阪府			19	7
兵庫県			24	2
奈良県				
和歌山県				
鳥取県			11	2
島根県			15	
岡山県			1	
広島県			15	6
山口県			2	2
徳島県			3	3
香川県			20	3
愛媛県				
高知県				
福岡県			21	1
佐賀県			4	
長崎県			2	1
熊本県			1	
大分県				
宮崎県			31	4
鹿児島県				
沖縄県				

	法第34条第1項 に基づく報告徴収 件数	法第34条第1項 に基づく立入検査 件数	法第34条第1項 の立入検査に伴う 測定件数（水質基 準適用事業場）	
札幌市			2	
仙台市				
さいたま市				
千葉市				2
横浜市			18	25
川崎市			8	4
相模原市			1	
新潟市			1	1
静岡市				
浜松市				
名古屋市			8	1
京都市			3	
大阪市			9	1
堺市				
神戸市			22	
岡山市	2		2	
広島市			3	
北九州市			2	5
福岡市				
函館市			1	
旭川市			2	2
青森市				
盛岡市				
秋田市			1	1
郡山市			1	1
いわき市	2		2	2
宇都宮市				
前橋市				
川崎市			1	1
船橋市				
柏市				
横須賀市			6	
富山市			3	7
金沢市				
長野市			11	
岐阜市			6	
豊橋市				
岡崎市			24	
豊田市			6	
大津市			1	1
高槻市			4	
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市	2		2	2
奈良市				
和歌山市			3	3
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市			1	1
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市			4	
大分市			4	4
宮崎市			1	1
鹿児島市			1	1
合計	41		1183	177

表Ⅱ－５（２a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
				基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
				設置者による測定	行政		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（２b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
				基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
				設置者による測定	行政		
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	0	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（３a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
		設置者による測定	行政				
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（３b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第２２条第１項に基づく一時停止命令件数					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注２)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況				設置者による測定		
	基準超過判明の端緒 ^{注１)}		行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市							
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市							
広島市							
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	0	0	0	0	0	0	0

注１）基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注２）未報告１件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注３）法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第１５条、１６条）、改善命令及び一時停止命令（法第２２条第１項）、ならびに措置命令（法第２３条第３項、瀬戸内海法第１１条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（４a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数				設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
		排出基準超過事業場への措置状況		基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
		設置者による測定	行政	設置者による測定	行政		
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（４b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}			
			設置者による測定	行政		
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。
 注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。
 注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（５a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
		設置者による測定	行政				
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県	1					1	
埼玉県							
千葉県	2						2
東京都							
神奈川県	1					1	
新潟県	2	1		1			1
富山県							
石川県							
福井県	3					3	
山梨県	4						4
長野県							
岐阜県	1					1	
静岡県	1					1	
愛知県	20					20	
三重県	1					1	
滋賀県	1					1	
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県	1					1	
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（５b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}					設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定	行政		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市							
横浜市	1						1
川崎市							
相模原市							
新潟市							
静岡市							
浜松市							
名古屋市	1						1
京都市	1						1
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市	2						2
広島市	3						3
北九州市							
福岡市							
函館市	1						1
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市	3					3	
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	50	1	1	0	33	16	

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（６a） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}					罰則適用件数
	排出基準超過事業場への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	
	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定			
	行政	設置者による測定				
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県	1		1	1		
東京都						
神奈川県	2					2
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県	4				4	
山梨県	2				2	
長野県	1				1	
岐阜県	1				1	
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県	3				3	
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県	4				4	
徳島県						
香川県	5					5
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－５（６b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}					罰則適用件数	
	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市							
千葉市	8				8		
横浜市							
川崎市							
相模原市							
新潟市	14				14		
静岡市							
浜松市							
名古屋市							
京都市	1					1	
大阪市							
堺市							
神戸市							
岡山市	3				3		
広島市	6					6	
北九州市							
福岡市							
函館市							
旭川市							
青森市							
盛岡市							
秋田市							
郡山市	2				2		
いわき市							
宇都宮市							
前橋市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市							
金沢市							
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市							
尼崎市							
西宮市							
奈良市							
和歌山市							
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市							
高知市							
久留米市							
長崎市							
熊本市							
大分市							
宮崎市							
鹿児島市							
合計	57	1	0	1	42	14	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1）}

（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、 ばいじん等未 測定施設 数	ばいじん等 のみ報告 施設数 b	未報告施設数 ^{注2）}		報告対象 施設数 a+b+c+d	
				休 止 c	未測定 d		
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉	27	-	-	5	0	32	
製鋼用電気炉	100	-	-	11	2	113	
亜鉛回収施設 （焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉）	29	-	-	0	2	31	
アルミニウム合金製造 施設 （焙焼炉、溶解炉、乾 燥炉）	687	-	-	85	49	821	
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	969	14	0	78	40	1,087
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	1,229	7	13	119	92	1,453
	2 t/h未満 ^{注3）}	4,924	86	11	1,644	926	7,505
	小計	7,122	107	24	1,841	1,058	10,045
合計	7,965	107	24	1,942	1,111	11,042	

注1）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2）「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3）焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(大気・全国)^{注1)}

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

大気基準適用施設		報告施設数	うち、 ばいじん 等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉍の製造の用に 供する焼結炉		0	-	-	0
製鋼用電気炉		0	-	-	0
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉍 炉、溶解炉、乾燥炉)		0	-	-	0
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥 炉)		7	-	-	25
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	5	0	0	17
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	7	2	0	17
	2 t/h未満 ^{注2)}	80	19	0	288
	小計	92	21	0	322
合計		99	21	0	347

注1) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1）注2）注3）}

（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 ^{注4）}		報告対象事業場数 a+b+c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩 ^{ハ^ル} （ケラト ^{ハ^ル} ）又は亜硫酸 ^{ハ^ル} （カ ^{ハ^ル} ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	29	1	0	30
カーボン法 ^{ア^ル} の製造の用に供する ^{ア^ル} 洗浄施設	3	1	1	5
硫酸 ^{カ^ル} の製造の用に供する ^{カ^ル} 洗浄施設	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する ^{カ^ル} 洗浄施設	1	0	0	1
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生する ^{カ^ル} を処理する施設のうち ^{カ^ル} 洗浄施設	1	0	0	1
塩化 ^{ビ^ル} の製造の用に供する二 ^{ビ^ル} 洗浄施設	5	0	0	5
カ ^{ロ^ク} の製造の用に供する硫酸濃縮施設等	1	0	0	1
カ ^{ロ^ク} 又は ^{ジ^{カ^{ロ^ク}}の製造の用に供する水洗施設等}	1	0	0	1
4- ^{カ^{ロ^ク}} の製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び ^{カ^ル} 洗浄施設	1	0	0	1
2,3- ^{ジ^{カ^{ロ^ク}}-1,4-^{ジ^{カ^{ロ^ク}}の製造の用に供するろ過施設及び^{カ^ル}洗浄施設}}	0	0	1	1
^{ジ^{カ^{ロ^ク}}の製造の用に供する^{カ^{ロ^ク}}誘導体分離施設等}	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る ^{カ^ル} 洗浄施設、湿式集じん施設	13	0	0	13
亜鉛の回収の用に供する精製施設、 ^{カ^ル} 洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	0	4
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び ^{カ^ル} 洗浄施設	2	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る ^{カ^ル} 洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	293	40	16	349
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	5	0	0	5
ア ^ル の破壊の用に供する施設のうち ^{カ^{ロ^ク}} 反応施設、 ^{カ^ル} 洗浄施設及び湿式集じん施設	16	1	2	19
下水道終末処理施設	211	4	3	218
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	29	2	0	31
合計	616	49	23	688

注1）特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあつては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあつては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であつて、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む

表 - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国) 注1)注2)注3)

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジオキサゾールイオレットの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	1	1
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	2	8
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
下水道終末処理施設	0	1
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	0
合計	3	10

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表Ⅲ－５（１a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設					
	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	焙焼炉			報告対象施設数 (a+c+d)	
		休止 (c)	未測定 (d)		休止 (c)	未測定 (d)		報告施設数 (a)	休止 (c)	未測定 (d)		
北海道	1			1	3			3				
青森県					1			1				
岩手県												
宮城県					2			2				
秋田県												
山形県												
福島県									2			2
茨城県	2			2	4	1		5	2			2
栃木県					2			2				
群馬県					1			1	1			1
埼玉県					5			5				
千葉県	3			3								
東京都					1		2	3				
神奈川県					1			1				
新潟県					3			3				
富山県					1			1				
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	3			3	11	2		13	2			2
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府					4			4				
兵庫県	1			1	1			1				
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県					3	1		4				
岡山県												
広島県	2			2								
山口県					7	5		12				
徳島県												
香川県												
愛媛県									2			2
高知県												
福岡県												
佐賀県					1			1				
長崎県												
熊本県					1			1	1			1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県					1			1				

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（１ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設					
	報告施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a)	未報告施設数		報告対象施設数 (a+c+d)	焙焼炉			報告対象施設数 (a+c+d)	
		休止 (c)	未測定 (d)		報告対象施設数 (a+c+d)	休止 (c)		未測定 (d)	報告施設数 (a)	休止 (c)		未測定 (d)
札幌市				1			1					
仙台市				2	1		3					
さいたま市												
千葉市	1	1		2								
横浜市												
川崎市	1		1	4			4					
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市				1			1					
京都市												
大阪市				10			10					
堺市				5			5					
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	2	1		3	5		5					
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市								1			1	
宇都宮市				1			1					
前橋市												
川越市												
船橋市				1			1					
柏市												
横須賀市												
富山市				1			1					
金沢市												
長野市												
岐阜市				2			2					
豊橋市				1			1					
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市				5			5	1			1	
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	3			3	2		2	1			1	
倉敷市	4			4	5	1	6					
福山市	2	3		5								
下関市												
高松市				1			1					
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市	2			2								
宮崎市												
鹿児島市												
合計	27	5	0	32	100	11	2	113	13	0	0	13

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（２a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設											
	焼結炉				溶鉱炉				溶解炉			
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県	1			1	1			1				
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県									1			1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県					1		1	2				
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（２ｂ） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	焼結炉			溶鉱炉				溶解炉				
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 対象 施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 対象 施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告施設数 対象 施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1			1					2			2
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	3			3								
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	5	0	0	5	2	0	1	3	3	0	0	3

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（３a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設							アルミニウム合金製造施設				
	乾燥炉			小計				焙焼炉				
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道												
青森県					2			2				
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県					2			2	1			1
茨城県					2			2	3			3
栃木県									3			3
群馬県					2			2			1	1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									4			4
愛知県					2			2	6	2		8
三重県									2			2
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1			1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県										1		1
愛媛県	1			1	3			3				
高知県												
福岡県	1		1	2	2		2	4				
佐賀県												
長崎県												
熊本県					1			1				
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（３b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設							アルミニウム合金製造施設				
	乾燥炉			小計				焙焼炉				
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市									1			1
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					4			4				
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	4			4	8			8	2			2
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市					1			1				
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	6	0	1	7	29	0	2	31	23	3	1	27

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（４a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉			乾燥炉			小 計					
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)
北海道	14			14					14			14
青森県												
岩手県												
宮城県	1			1					1			1
秋田県												
山形県	2			2					2			2
福島県	20	2	3	25	2		2	23	2	3	28	
茨城県	25	3		28	2	1	3	30	4		34	
栃木県	53	5	1	59	2		2	58	5	1	64	
群馬県	4		3	7	2		2	6		4	10	
埼玉県	34	6	4	44	4		4	38	6	4	48	
千葉県	8			8				8			8	
東京都												
神奈川県												
新潟県		1	12	13					1	12	13	
富山県	35		3	38				35		3	38	
石川県	1			1				1			1	
福井県	15	2		17	2		2	17	2		19	
山梨県	2		1	3	1		1	3		1	4	
長野県	12	1	2	15	2		2	14	1	2	17	
岐阜県	2	1		3				2	1		3	
静岡県	41	12	5	58	5	1	6	50	12	6	68	
愛知県	98	8		106	7	2	9	111	12		123	
三重県	30	1		31	2		2	34	1		35	
滋賀県	17	1		18	3		3	20	1		21	
京都府	4			4				4			4	
大阪府	7	4		11	3	1	4	10	5		15	
兵庫県	7		2	9				8		2	10	
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	2			2	1		1	3			3	
広島県	3			3				3			3	
山口県	3			3	2		2	5			5	
徳島県												
香川県	1			1				1	1		2	
愛媛県												
高知県												
福岡県	18		1	19	3		3	21		1	22	
佐賀県	3		1	4				3		1	4	
長崎県	1			1				1			1	
熊本県	18	6		24		1	1	18	7		25	
大分県	1			1				1			1	
宮崎県	1			1				1			1	
鹿児島県		1	1	2					1	1	2	
沖縄県												

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（４b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉			乾燥炉			小 計					
	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)	報告施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+c+d)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	3			3	1		1	4				4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市	16	1	3	20				16	1	3		20
浜松市	1	1		2				1	1			2
名古屋市	14	1	3	18				14	1	3		18
京都市	6	4		10	1		1	7	4			11
大阪市	2			2				2				2
堺市	6			6	1		1	7				7
神戸市												
岡山市												
広島市	1			1	1		1	2				2
北九州市	3			3				4				4
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1				1				1
郡山市												
いわき市	1			1				1				1
宇都宮市												
前橋市	3			3				3				3
川越市	1			1				1				1
船橋市	1		1	2				1		1		2
柏市												
横須賀市												
富山市	5	1		6		2	2	5	3			8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	5			5				5				5
岡崎市	2			2				2				2
豊田市	28	1		29	3	2	5	31	3			34
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	9	5		14				11	5			16
尼崎市												
西宮市												
奈良市		1		1					1			1
和歌山市												
倉敷市	8			8				8				8
福山市												
下関市	10	2		12				10	2			12
高松市	1			1				1				1
松山市	1			1				1				1
高知市												
久留米市	1	2		3				1	2			3
長崎市												
熊本市												
大分市	2			2				2				2
宮崎市												
鹿児島市			1	1							1	1
合 計	614	73	47	734	50	9	1	60	687	85	49	821

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（５a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉												
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満							
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	
北海道	18					18	25				2		27
青森県	8			2		10	22	1			1		23
岩手県	2					2	21				2		23
宮城県	6					6	26				2		28
秋田県	3					3	13						13
山形県	6				1	7	9				2	1	12
福島県	5					5	27		1		2		30
茨城県	25			2	1	28	58				3	4	65
栃木県	7			2	3	12	27				4	2	33
群馬県	12				3	15	23	1				3	26
埼玉県	40			3		43	66				5	9	80
千葉県	43	9		3		46	56	2			12	7	75
東京都	94			9	6	109	27		10		2	7	46
神奈川県	27			1		28	26				2		28
新潟県					8	8	27				2	22	51
富山県	6					6	12					3	15
石川県							12						12
福井県	5			1		6	13				1		14
山梨県	3					3	17				4	1	22
長野県	7					7	28				1		29
岐阜県	2					2	30				2		32
静岡県	24			4		28	38				4	3	45
愛知県	43			3		46	43				6		49
三重県	16	2			1	17	28				4	2	34
滋賀県	4				1	5	25						25
京都府	6					6	13						13
大阪府	33			3		36	37				2		39
兵庫県	18			1		19	35						35
奈良県	5				1	6	22				1	1	24
和歌山県							12						12
鳥取県	5					5	5					1	6
島根県	5					5	5				5		10
岡山県	4					4	13				1		14
広島県	9					9	17				4		21
山口県	10	1		3		13	23	1			2		25
徳島県	1			1		2	16		2		5		23
香川県	7	1				7	6					2	8
愛媛県	8			1		9	20						20
高知県							12				2		14
福岡県	12	1		1	2	15	12	2			3	16	31
佐賀県	3				1	4	13						13
長崎県	8					8	12				3		15
熊本県	2					2	24					1	25
大分県	1				2	3	12				1		13
宮崎県	7			2		9	8						8
鹿児島県							23				1		24
沖縄県	7			5		12	18				8		26

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（５b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市	9			2		11	7			1		8
仙台市	10					10	4			1		5
さいたま市	11					11	3					3
千葉市	11					11	3					3
横浜市	22			5		27	2			2		4
川崎市	19					19	6					6
相模原市	6				1	7	1					1
新潟市	9					9	10					10
静岡市	6					6	3					3
浜松市	6			2		8	9			2		11
名古屋市	13			4		17	1					1
京都市	15			4		19	1					1
大阪市	26					26	7					7
堺市	11			4		15	2					2
神戸市	15					15	3					3
岡山市	8					8				1		1
広島市	2				5	7	2			2		4
北九州市	17			2		19	3					3
福岡市	9					9	4					4
函館市	3					3						
旭川市	2					2	2					2
青森市	6					6	4			2		6
盛岡市	3					3	3					3
秋田市	4					4	2			1		3
郡山市	4					4	2					2
いわき市	15					15	5					5
宇都宮市	6			1		7	3			1		4
前橋市	3					3	4					4
川越市	2					2	2				1	3
船橋市	8					8	2					2
柏市	5					5	3					3
横須賀市	5					5	3					3
富山市	1				1	2						
金沢市	5					5	4					4
長野市	3					3	1					1
岐阜市	4			1		5	6					6
豊橋市	3					3	4					4
岡崎市	5			2		7						
豊田市	4					4	3					3
大津市							4				3	7
高槻市	4			1		5	2					2
東大阪市	8					8	3					3
姫路市	10					10	10					10
尼崎市	6			1		7	3					3
西宮市	5					5	1					1
奈良市	4					4						
和歌山市	6					6	4					4
倉敷市	10			2		12	8			2	2	12
福山市	4					4	5			1		6
下関市	2					2	1					1
高松市	5					5						
松山市	5					5	1			2		3
高知市	3					3					1	1
久留米市	3					3						
長崎市	4					4						
熊本市	4					4	1					1
大分市	9					9	2					2
宮崎市					3	3	1					1
鹿児島市	4					4	2					2
合計	969	14	0	78	40	1087	1229	7	13	119	92	1453

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（６a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
北海道	91			22	1	114	64	1		14		78
青森県	27			6		33	41			11	1	53
岩手県	18			5	1	24	55			10	1	66
宮城県	24			7		31	33			14	2	49
秋田県	42			9		51	16			4		20
山形県	17			7	4	28	57			2	1	60
福島県	46			6	1	53	11			5	1	17
茨城県	61	1		14	2	77	89	1		93	20	202
栃木県	33	3		12	3	48	47			17	17	81
群馬県	36		1	8	4	49	29			6	3	38
埼玉県	69	1		17	4	90	12			13	6	31
千葉県	63	4	1	10	3	77	69	2		54	17	140
東京都	29	3	1	7	10	47	32	1		5	15	52
神奈川県	25			6		31	22			13	1	36
新潟県	22			9	29	60	37		1	7	22	67
富山県	13			3	2	18	34			1	4	39
石川県	20	1		4	1	25	26	7		9	8	43
福井県	28			5		33	37		1	12		50
山梨県	17		1	5	2	25	20			6	1	27
長野県	57	1		15	6	78	47			11	2	60
岐阜県	48			21	2	71	64			18	6	88
静岡県	60			23	5	88	71			22	12	105
愛知県	79			15		94	42			10	3	55
三重県	48	3		9	7	64	45	8		22	17	84
滋賀県	26			9	3	38	24			12	5	41
京都府	26			2		28	26			4	2	32
大阪府	26			18		44	18			4		22
兵庫県	48			17	7	72	72			19	21	112
奈良県	33	1		4	3	40	40		1	35	30	106
和歌山県	32			2		34	27			7	1	35
鳥取県	26			3	7	36	16			9	15	40
島根県	21			5	3	29	27			2	2	31
岡山県	35			10	1	46	46			5	6	57
広島県	44	1		10		54	37	3	1	14	3	55
山口県	34	1		16		50	42	1		9		51
徳島県	39	3		12	1	52	42			21	18	81
香川県	21			6	1	28	41			17	6	64
愛媛県	48			2	4	54	36	1		18	21	75
高知県	14			13	3	30	22			9	33	64
福岡県	30	6		4	24	58	41	2		5	49	95
佐賀県	31			9	4	44	21			8	14	43
長崎県	46			12	2	60	18			12	1	31
熊本県	35	1		6	2	43	32			11	1	44
大分県	17			3		20	11			6	3	20
宮崎県	20			2		22	31			1	2	34
鹿児島県	37			7	2	46	56			12	6	74
沖縄県	27			4	1	32	21			6	1	28

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（６b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種別別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市	1					1	4					4
仙台市	3					3	7			1		8
さいたま市	4					4	1			1		2
千葉市	5				3	8	8			3	6	17
横浜市	6				1	7	3			6	2	11
川崎市	17					17	1					1
相模原市	6	3			3	2	11	3				3
新潟市	8				6	1	15	13		6	2	21
静岡市	7				2		9	20		1	3	24
浜松市	10				11		21	13		4	1	18
名古屋市	3					3	11			5	1	17
京都市	6				3		9	6		9		15
大阪市	6				3		9	4				4
堺市	2				3		5	8		4	2	14
神戸市	3					3	9			3		12
岡山市	20				6	4	30	12	1	1	2	15
広島市	4				6	19	29	6		1	5	12
北九州市	15				2		17	8		3		11
福岡市	4				1		5	4		1		5
函館市	1				2		3	3				3
旭川市	1						1	4				4
青森市	1				2		3	9		2	2	13
盛岡市	4				1	1	6	7		1	2	10
秋田市	2				3		5	4			1	4
郡山市	1						1	6	1			7
いわき市	4				2		6	1		2		3
宇都宮市	5						5	3		2		5
前橋市	3				2		5	9		6	2	17
川越市	2	1					2	3				3
船橋市	1						1	1		2	3	6
柏市	1				1		2	1			5	6
横須賀市	1						1	2				2
富山市	5				1	4	10	10		3	3	16
金沢市	3				3		6	5		1	1	7
長野市	8				3		11	6	1	1		7
岐阜市	3				2		5	4		2		6
豊橋市	4						4	4				4
岡崎市	3				3		6	5		2		7
豊田市	3						3	4				4
大津市	3						3	2		3		5
高槻市	2						2	4		1		5
東大阪市					2		2	2				2
姫路市	6						6	8		2	3	13
尼崎市	4						4	1		1		2
西宮市	1						1					
奈良市	3				1		4	7		5		12
和歌山市	8				2		10	8		5	1	14
倉敷市	15				2	2	19	4			1	5
福山市	5				9		14	18		9	4	31
下関市	7				1		8	5		1		6
高松市	8						8	6	1	1	2	9
松山市	9				1		10	9		4	1	14
高知市	1				1	1	3	6		5	7	18
久留米市	2					2	4	2			5	7
長崎市	3						3	5		2		7
熊本市	4				1		5	6		2	1	9
大分市	10				3	2	15	3		3	2	8
宮崎市	2						2	7			1	8
鹿児島市	8				5		13	9			2	11
合計	1976	34	4	523	194	2697	2091	32	4	743	472	3310

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（７a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満 (0.5m ² 以上)						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
北海道	20	1				20	10			1		11
青森県	7	2		3		10	8					8
岩手県	11	1				11	1					1
宮城県	9			2		11	5					5
秋田県	1					1	2			1		3
山形県	5			1		6	7					7
福島県	11			2	2	15	6			2	1	9
茨城県	21	1		8	4	33	6			2	2	10
栃木県	13	1		7	6	26	7	1		1	1	9
群馬県	9			12	2	23	3			2		5
埼玉県	41			26	16	83	9			3	1	13
千葉県	18	1		9	3	30	13	3		1	2	16
東京都	19	3		10	23	52	11			2	10	23
神奈川県	11			4	2	17	2			2		4
新潟県	6			6	13	25	8			4	7	19
富山県	5				3	8	1				1	2
石川県	4	1	1		1	6				1		1
福井県	8			4		12	3			3		6
山梨県	7				1	8	5			1		6
長野県	12			2		14	3			2		5
岐阜県	30			11	9	50	9			2		11
静岡県	23			10	3	36	9			10	4	23
愛知県	21			4		25	8			2		10
三重県	13			6	4	23	6	1		2	1	9
滋賀県	9	1		5		14				3	2	5
京都府	6					6						
大阪府	7			1		8	5			2		7
兵庫県	13			10	8	31	6			2	1	9
奈良県	5		1	2	8	16	1			1	1	3
和歌山県	2			6		8	3			2		5
鳥取県	3			1	3	7					1	1
島根県	1			1	1	3	3			3	2	8
岡山県				4		4	4			1		5
広島県	13	1		2		15	8	1		6	1	15
山口県	14			8		22	3			6		9
徳島県	8				1	9	3			1		4
香川県	11			5		16	5			1	1	7
愛媛県	10			5	14	29	11			3	2	16
高知県	6			6	3	15					4	4
福岡県	4			3	32	39	2				13	15
佐賀県	5			2	1	8	3			1	1	5
長崎県	3					3	1			3		4
熊本県	5			3		8	5			4		9
大分県	4			3	1	8	2			1		3
宮崎県	1			1		2						
鹿児島県	11					11	6				1	7
沖縄県	7					7						

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（７b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満（0.5m ² 以上）						
	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)	報告施設数 (a)	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告対象施設数 (a+b+c+d)
札幌市	2			1		3	2					2
仙台市	1					1	1					1
さいたま市	4				2	6	2			1		3
千葉市	6			1		7	2			1		3
横浜市	4			22	3	29				4	1	5
川崎市	4					4	3			1		4
相模原市	1				1	2						
新潟市	8			1		9	1			1		2
静岡市	6			1	4	11	1			2	1	4
浜松市				3		3	1					1
名古屋市	7				2	9	6			1		7
京都市	3			13		16						
大阪市	5			2		7						
堺市	4			2		6	1			1		2
神戸市	3					3				1		1
岡山市	1			1		2	2					2
広島市					1	1	1				1	2
北九州市				1		1	2			1		3
福岡市												
函館市												
旭川市							1			2		3
青森市	3					3	1			3		4
盛岡市	2					2	3				2	5
秋田市							1					1
郡山市	4					4						
いわき市	2					2						
宇都宮市	2					2	1					1
前橋市	2				1	3						
川越市	2	1				2						
船橋市	3					3						
柏市					2	2						
横須賀市	1					1	5					5
富山市	4			3	1	8	1				1	2
金沢市	6			1		7	1					1
長野市												
岐阜市	1			1		2	1					1
豊橋市	1					1						
岡崎市	6					6						
豊田市	2			1		3						
大津市												
高槻市												
東大阪市	2					2						
姫路市	4				1	5	1					1
尼崎市	3					3						
西宮市							1					1
奈良市				5	1	6				2		2
和歌山市	2			2		4	2			5		7
倉敷市				1	1	2	1			1	1	3
福山市	2			2		4						
下関市							1					1
高松市	1			1		2						
松山市	1					1						
高知市					2	2						
久留米市	3				3	6						
長崎市	2			2		4						
熊本市	1			1		2				1		1
大分市				1	1	2			1	1	2	4
宮崎市					1	1				1		1
鹿児島市	3					3	1					1
合計	597	14	2	264	191	1054	260	6	1	114	69	444

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（８a） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉					合 計						
	小 計					報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)	
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)				休止 (c)	未測定 (d)		
北海道	228	2		39	1	268	246	2		39	1	286
青森県	113	3		23	1	137	116	3		23	1	140
岩手県	108	1		17	2	127	108	1		17	2	127
宮城県	103			25	2	130	106			25	2	133
秋田県	77			14		91	77			14		91
山形県	101			12	7	120	103			12	7	122
福島県	106		1	17	5	129	131		1	19	8	159
茨城県	260	3		122	33	415	298	3		127	33	458
栃木県	134	5		43	32	209	194	5		48	33	275
群馬県	112	1	1	28	15	156	121	1	1	28	19	169
埼玉県	237	1		67	36	340	280	1		73	40	393
千葉県	262	21	1	89	32	384	273	21	1	89	32	395
東京都	212	7	11	35	71	329	213	7	11	35	73	332
神奈川県	113			28	3	144	114			28	3	145
新潟県	100		1	28	101	230	103		1	29	113	246
富山県	71			4	13	88	107			4	16	127
石川県	62	9	1	14	10	87	63	9	1	14	10	88
福井県	94		1	26		121	111		1	28		140
山梨県	69		1	16	5	91	72		1	16	6	95
長野県	154	1		31	8	193	168	1		32	10	210
岐阜県	183			54	17	254	185			55	17	257
静岡県	225			73	27	325	275			85	33	393
愛知県	236			40	3	279	363			54	3	420
三重県	156	14		43	32	231	190	14		44	32	266
滋賀県	88	1		29	11	128	108	1		30	11	149
京都府	77			6	2	85	81			6	2	89
大阪府	126			30		156	140			35		175
兵庫県	192			49	37	278	202			49	39	290
奈良県	106	1	2	43	44	195	106	1	2	43	44	195
和歌山県	76			17	1	94	76			17	1	94
鳥取県	55			13	27	95	55			13	27	95
島根県	62			16	8	86	65			17	8	90
岡山県	102			21	7	130	105			21	7	133
広島県	128	6	1	36	4	169	133	6	1	36	4	174
山口県	126	4		44		170	138	4		49		187
徳島県	109	3	2	40	20	171	109	3	2	40	20	171
香川県	91	1		29	10	130	92	1		30	10	132
愛媛県	133	1		29	41	203	136	1		29	41	206
高知県	54			30	43	127	54			30	43	127
福岡県	101	11		16	136	253	124	11		16	139	279
佐賀県	76			20	21	117	80			20	22	122
長崎県	88			30	3	121	89			30	3	122
熊本県	103	1		24	4	131	123	1		31	4	158
大分県	47			14	6	67	48			14	6	68
宮崎県	67			6	2	75	68			6	2	76
鹿児島県	133			20	9	162	133			21	10	164
沖縄県	80			23	2	105	81			23	2	106

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－５（８b） 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
（施設種別別－政令市別）

	廃棄物焼却炉					合 計						
	小 計					報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)	
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)							報告 対象 施設数 (a+b+c+ d)
札幌市	25			4	29	26			4	30		
仙台市	26			2	28	28			3	31		
さいたま市	25			2	29	25			2	29		
千葉市	35			8	49	36			9	51		
横浜市	37			40	83	41			40	87		
川崎市	50			1	51	55			1	56		
相模原市	17	3		3	24	17	3		3	24		
新潟市	49			14	66	49			14	66		
静岡市	43			6	57	59			7	77		
浜松市	39			22	62	40			23	64		
名古屋市	41			10	54	56			11	73		
京都市	31			29	60	38			33	71		
大阪市	48			5	53	60			5	65		
堺市	28			14	44	40			14	56		
神戸市	33			4	37	33			4	37		
岡山市	43	1		9	58	43	1		9	58		
広島市	15			9	24	17			9	26		
北九州市	45			9	54	56			10	66		
福岡市	21			2	23	21			2	23		
函館市	7			2	9	7			2	9		
旭川市	10			2	12	10			2	12		
青森市	24			9	35	24			9	35		
盛岡市	22			2	29	22			2	29		
秋田市	13	1		4	17	14	1		4	18		
郡山市	17	1		1	18	17	1		1	18		
いわき市	27			4	31	32			4	36		
宇都宮市	20			4	24	21			4	25		
前橋市	21			8	32	24			8	35		
川越市	11	2		1	12	12	2		1	13		
船橋市	15			2	20	17			2	23		
柏市	10			8	18	10			8	18		
横須賀市	17				17	17				17		
富山市	21			7	38	27			10	47		
金沢市	24			5	30	24			5	30		
長野市	18	1		4	22	18	1		4	22		
岐阜市	19			6	25	21			6	27		
豊橋市	16				16	22				22		
岡崎市	19			7	26	21			7	28		
豊田市	16			1	17	47			4	51		
大津市	9			3	15	9			3	15		
高槻市	12			2	14	12			2	14		
東大阪市	15			2	17	15			2	17		
姫路市	39			2	45	63			7	74		
尼崎市	17			2	19	17			2	19		
西宮市	8				8	8				8		
奈良市	14			13	28	14			14	29		
和歌山市	30			14	45	36			14	51		
倉敷市	38			8	53	55			9	71		
福山市	34			21	59	36			24	64		
下関市	16			2	18	26			4	30		
高松市	20	1		2	24	22	1		2	26		
松山市	25			7	33	26			7	34		
高知市	10			6	27	10			6	27		
久留米市	10				20	11			2	23		
長崎市	14			4	18	14			4	18		
熊本市	16			5	22	16			5	22		
大分市	24		1	8	40	28		1	8	44		
宮崎市	10			1	16	10			1	16		
鹿児島市	27			5	34	27			5	35		
合 計	7122	107	24	1841	1058	10045	7965	107	24	1942	1111	11042

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－６（１a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉						
	焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小 計		4t/h以上				
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
北海道			2	4			2	4					
青森県													
岩手県													
宮城県			1	1			1	1					
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県						1		1					
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都												1	
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県				2				2					
岐阜県													
静岡県				3				3					
愛知県			4	8			4	8				2	
三重県													
滋賀県				2				2					
京都府													
大阪府												3	
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県				2		1		3					
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

表Ⅲ－６（１ｂ） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉					
	焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小 計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市									4		4	
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市											2	
堺市												
神戸市									1		1	
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市											2	
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市											2	
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市				1					1			
合 計	0	0	7	23	0	2	7	25	5	0	0	17

表Ⅲ－６（２a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道								2				1
青森県				1	1			1	1			2
岩手県												
宮城県									5	5		5
秋田県					1	1		1	2	2		2
山形県								1				7
福島県				1								
茨城県								8				13
栃木県												4
群馬県												2
埼玉県				1	2			3	1			3
千葉県												
東京都									1			4
神奈川県	1			1	2	1		3	1			1
新潟県					3			5				2
富山県					1			1	1			1
石川県									1			3
福井県								1				3
山梨県									1			3
長野県								6				2
岐阜県				1	1			1				2
静岡県								3				4
愛知県					1	1		4				6
三重県									1			1
滋賀県								1				4
京都府								1				3
大阪府	1			1				2				1
兵庫県				1				1				1
奈良県								1	1	1		4
和歌山県												5
鳥取県				1								1
島根県								3				
岡山県												
広島県								1	3			5
山口県								3				
徳島県					1			1				4
香川県					1			2				5
愛媛県												4
高知県								2				
福岡県					1			1	4			4
佐賀県								5				1
長崎県												2
熊本県								1				
大分県												
宮崎県												1
鹿児島県												1
沖縄県	2			2				2				

表Ⅲ－６（２b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市					3			3	1			1
川崎市												
相模原市												
新潟市								1				
静岡市	1			1	1			1	4			4
浜松市												
名古屋市									1			1
京都市												
大阪市												
堺市				1								1
神戸市									1			1
岡山市					2			2	1			1
広島市								4				
北九州市				2				1				
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市									1			1
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市									2	2		2
長野市					1			1				
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市					1	1		1	3	3		3
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市				1								
尼崎市								1				
西宮市												
奈良市												
和歌山市					1			1				
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市								1				
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市	2	2		2								
鹿児島市												
合計	7	2	0	17	24	4	0	84	37	13	0	132

表Ⅲ－６（３a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5m ² 以上）				小 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道												3
青森県								1	2			5
岩手県												
宮城県					1	1		1	6	6		6
秋田県									3	3		3
山形県								1				9
福島県												1
茨城県								2				23
栃木県					1			1	1			5
群馬県				1								3
埼玉県	2			5				3	5			15
千葉県												
東京都	1			7				2	2			14
神奈川県	1			1					5	1		6
新潟県				4					3			11
富山県									2			2
石川県									1			3
福井県				1								5
山梨県				2					1			5
長野県												8
岐阜県				1					1			5
静岡県	1			2				3	1			12
愛知県				2					1	1		14
三重県									1			1
滋賀県								1				6
京都府												4
大阪府								2	1			9
兵庫県				3								6
奈良県									1	1		5
和歌山県				1								6
鳥取県												2
島根県												3
岡山県								1				1
広島県									3			6
山口県												3
徳島県									1			5
香川県									1			7
愛媛県												4
高知県												2
福岡県	2			2					7			7
佐賀県				1				1				8
長崎県												2
熊本県												1
大分県												
宮崎県												1
鹿児島県				2								3
沖縄県									2			4

表Ⅲ－６（３b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5m ² 以上）				小計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市												
仙台市					1			1	1			1
さいたま市				4								4
千葉市												
横浜市	1			1					5			5
川崎市												
相模原市												
新潟市												1
静岡市	2			2					12			12
浜松市				1								1
名古屋市									1			1
京都市												
大阪市												2
堺市												2
神戸市									2			2
岡山市	1	1		1					4	1		4
広島市												4
北九州市												3
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市					2			2	2			2
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市								2	1			3
川越市												2
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市									2	2		2
長野市				1					1			2
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市									4	4		4
豊田市												
大津市	1			1					1			1
高槻市												
東大阪市												
姫路市	1			1					1			4
尼崎市												1
西宮市												
奈良市												
和歌山市	1			1					2			2
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												1
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市									2	2		2
鹿児島市												
合計	14	1	0	48	5	1	0	24	92	21	0	322

表Ⅲ－６（４a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別一都道府県別）

	合 計			報告期限到 来前に廃止 届出がなさ れた施設数
	報告 施設数	うちばいじ ん等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	
北海道	2			7
青森県	2			5
岩手県				
宮城県	7	6		7
秋田県	3	3		3
山形県				9
福島県				1
茨城県				24
栃木県	1			5
群馬県				3
埼玉県	5			15
千葉県				
東京都	2			14
神奈川県	5	1		6
新潟県	3			11
富山県	2			2
石川県	1			3
福井県				5
山梨県	1			5
長野県				10
岐阜県	1			5
静岡県	1			15
愛知県	5	1		22
三重県	1			1
滋賀県				8
京都府				4
大阪府	1			9
兵庫県				6
奈良県	1	1		5
和歌山県				6
鳥取県				2
島根県				3
岡山県				1
広島県	3			6
山口県				3
徳島県	1			5
香川県	1			7
愛媛県				4
高知県				2
福岡県	7			7
佐賀県				8
長崎県				2
熊本県				4
大分県				
宮崎県				1
鹿児島県				3
沖縄県	2			4

表Ⅲ－６（４b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
（大気・施設種類別－政令市別）

	合 計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市				
仙台市	1			1
さいたま市				4
千葉市				
横浜市	5			5
川崎市				
相模原市				
新潟市				1
静岡市	12			12
浜松市				1
名古屋市	1			1
京都市				
大阪市				2
堺市				2
神戸市	2			2
岡山市	4	1		4
広島市				4
北九州市				3
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市	2			2
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市	1			3
川越市				2
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市	2	2		2
長野市	1			2
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市	4	4		4
豊田市				
大津市	1			1
高槻市				
東大阪市				
姫路市	1			4
尼崎市				1
西宮市				
奈良市				
和歌山市	2			2
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				1
久留米市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市	2	2		2
鹿児島市				1
合 計	99	21	0	347

表Ⅲ－７（１a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は 亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーボト法アセチンの製造の用に供する アセチン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道	5	1		6								
青森県	1			1								
岩手県	1			1								
宮城県	2			2								
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県					1			1				
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県							1	1				
富山県	1			1								
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県	1			1								
静岡県	1			1								
愛知県	1			1								
三重県	1			1								
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県	1			1								
奈良県												
和歌山県												
鳥取県	1			1								
島根県	1			1								
岡山県												
広島県	3			3								
山口県	1			1								
徳島県	1			1								
香川県					1			1				
愛媛県	1			1								
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1			1								
大分県												
宮崎県	1			1								
鹿児島県	1			1								
沖縄県												

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（１b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	硫酸塩ハルブ（カラフトハルブ）又は 亜硫酸ハルブ（サルファイトハルブ）の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーボト法アセチレンの製造の用に供する アセチレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市					1			1				
川崎市												
相模原市												
新潟市	1			1								
静岡市												
浜松市						1		1				
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市	1			1								
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1								
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	29	1	0	30	3	1	1	5	0	0	0	0

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（２a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別一都道府県別）

	アルミ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県	1			1								
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県									1			1
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1			1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県									2			2
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（２b）

水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

（施設種類別－政令市別）

	アルミ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市									1			1
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	5	0	0	5

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（３a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	カプロラクタムの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の 用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフタル酸水素トリウムの 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県									1			1
愛知県	1			1								
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7 (3b)

水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別一政令市別)

	カプロラクタムの製造の用に供する 硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、 廃ガス洗浄施設			クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の 用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフタル酸水素トリウム 製造の用に供するろ過施設、 乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					1			1				
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（４a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	2,3-ジブチル-1,4-ナフトキソンの製造の用に供する過施設及び廃ガス洗浄施設			ジホキシジブチルイソプレートの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジホキシジブチルイソプレート洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県			1			1			
茨城県									
栃木県								1	
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県								4	
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県								3	
愛知県									
三重県									
滋賀県								1	
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県						1			1
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7 (4 b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一政令市別)

	2,3-ジブチル-1,4-ナフチレンの製造の用に供する過施設及び廃ガス洗浄施設			ジホキシベンゾイレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジホキシベンゾイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設				
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b) 未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)		
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市							1		1		
川崎市											
相模原市											
新潟市											
静岡市							1		1		
浜松市											
名古屋市							1		1		
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
函館市											
旭川市											
青森市											
盛岡市											
秋田市											
郡山市											
いわき市											
宇都宮市											
前橋市											
川越市											
船橋市											
柏市											
横須賀市											
富山市											
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市											
大津市											
高槻市											
東大阪市											
姫路市											
尼崎市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市											
倉敷市											
福山市											
下関市							1		1		
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
熊本市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
合計	0	0	1	1	1	0	1	13	0	0	13

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7 (5a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用 に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装 置、湿式集じん施設及び灰の貯留施 設であって、汚水又は廃液を排出す るもの					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道									7			7
青森県	1			1					3			3
岩手県									2			2
宮城県									1			1
秋田県												
山形県												
福島県									8	1		9
茨城県									6	3		9
栃木県										1	1	2
群馬県									3	1	1	5
埼玉県									6	2		8
千葉県									17	2		19
東京都									3			3
神奈川県									1	1		2
新潟県									6	2	2	10
富山県									5			5
石川県									4			4
福井県									7	1		8
山梨県									1			1
長野県												
岐阜県									9	3		12
静岡県					2			2	30	6	1	37
愛知県									17	3		20
三重県									6			6
滋賀県									1			1
京都府									3			3
大阪府									6	4		10
兵庫県									6	1		7
奈良県									1			1
和歌山県									2			2
鳥取県									2			2
島根県									1	1		2
岡山県												
広島県									3			3
山口県									11	2		13
徳島県									7	1		8
香川県									3			3
愛媛県	1			1					6			6
高知県									1			1
福岡県	1			1					2		3	5
佐賀県									1			1
長崎県												
熊本県									1			1
大分県												
宮崎県									2			2
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7 (5b)

水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況

(施設種類別－政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用 に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装 置、湿式集じん施設及び灰の貯留施 設であって、汚水又は廃液を排出す るもの					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市									1			1
さいたま市									4			4
千葉市									3			3
横浜市									7			7
川崎市									12			12
相模原市												
新潟市									1			1
静岡市									6			6
浜松市									1			1
名古屋市									3			3
京都市												
大阪市									1			1
堺市									1			1
神戸市									1			1
岡山市									2			2
広島市									1			1
北九州市									3	1		4
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市									2			2
盛岡市									1			1
秋田市									2			2
郡山市									2			2
いわき市	1			1					6			6
宇都宮市									1			1
前橋市									2			2
川越市										1	6	7
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市									3			3
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市									2			2
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
高槻市												
東大阪市												
姫路市									4			4
尼崎市									3			3
西宮市												
奈良市												
和歌山市									3			3
倉敷市									6			6
福山市									1			1
下関市												
高松市												
松山市									1			1
高知市										2		2
久留米市									1		2	3
長崎市									1	1		2
熊本市									1			1
大分市									2			2
宮崎市												
鹿児島市												
合計	4	0	0	4	2	0	0	2	293	40	16	349

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7 (6a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－都道府県別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設のうち プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及 び湿式集じん施設			下水道終末処理施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
北海道	1			1					4	1		5
青森県									1			1
岩手県									1			1
宮城県									1			1
秋田県												
山形県	1			1								
福島県												
茨城県					1			1	4			4
栃木県									3			3
群馬県					1		1	2	2	1		3
埼玉県					2			2	8			8
千葉県					1			1	3			3
東京都									20	1		21
神奈川県									13			13
新潟県												
富山県					1			1	3			3
石川県												
福井県									1			1
山梨県									1			1
長野県									3			3
岐阜県									2			2
静岡県					1		1	2	2			2
愛知県					1			1	7			7
三重県									2			2
滋賀県									1		1	2
京都府									2			2
大阪府					1			1	14			14
兵庫県									5			5
奈良県									1			1
和歌山県												
鳥取県									4			4
島根県									1			1
岡山県									1			1
広島県												
山口県									1			1
徳島県												
香川県					1			1				
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県											1	1
長崎県									2			2
熊本県												
大分県												
宮崎県									1			1
鹿児島県												
沖縄県					2			2				

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－ 7 (6 b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 及びPCB汚染物又はPCB処理物の 洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設のうち プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及 び湿式集じん施設			下水道終末処理施設					
	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)	報告 事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象 事業場数 (a+b+c)
札幌市									5			5
仙台市									2			2
さいたま市												
千葉市	1			1					2			2
横浜市	1			1					6			6
川崎市	1			1					2			2
相模原市												
新潟市					1			1	1			1
静岡市					1			1	2			2
浜松市									2			2
名古屋市									5			5
京都市									4			4
大阪市									9			9
堺市									2			2
神戸市									4			4
岡山市									1			1
広島市									5			5
北九州市									3			3
福岡市									3			3
函館市									1			1
旭川市									1			1
青森市												
盛岡市												
秋田市									1	1		2
郡山市									1			1
いわき市									1			1
宇都宮市												
前橋市									1			1
川崎市												
船橋市												
柏市												
横須賀市									2			2
富山市						1		1	2			2
金沢市									2			2
長野市									3			3
岐阜市									2			2
豊橋市									1			1
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
高槻市									1			1
東大阪市									2			2
姫路市									2			2
尼崎市									2			2
西宮市									2			2
奈良市												
和歌山市									2			2
倉敷市									1			1
福山市									1			1
下関市					1			1				
高松市									2			2
松山市												
高知市					1			1			1	1
久留米市												
長崎市									1			1
熊本市									2			2
大分市												
宮崎市									1			1
鹿児島市									1			1
合計	5	0	0	5	16	1	2	19	211	4	3	218

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（７a） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－都道府県別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計				
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数		報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数		報告対象事業場数 (a+b+c)
		休止 (b)	未測定 (c)			休止 (b)	未測定 (c)	
北海道					17	2		19
青森県					6			6
岩手県					4			4
宮城県					4			4
秋田県	2			2	2			2
山形県					1			1
福島県					8	1	1	10
茨城県					11	3		14
栃木県		1		1	4	2	1	7
群馬県					7	2	2	11
埼玉県	2			2	18	2		20
千葉県	3			3	25	2		27
東京都					23	1		24
神奈川県					14	1		15
新潟県	4			4	10	2	3	15
富山県					14			14
石川県					4			4
福井県					8	1		9
山梨県					2			2
長野県					3			3
岐阜県					12	3		15
静岡県					40	6	2	48
愛知県	2			2	29	3		32
三重県	1			1	11			11
滋賀県					3		1	4
京都府					5			5
大阪府					21	4		25
兵庫県					13	1		14
奈良県					2			2
和歌山県					2			2
鳥取県					7			7
島根県					3	1		4
岡山県					1			1
広島県	1			1	7			7
山口県	1			1	16	2		18
徳島県					8	1		9
香川県	1			1	6			6
愛媛県	2			2	11			11
高知県					1			1
福岡県	1			1	4		3	7
佐賀県					1		1	2
長崎県					2			2
熊本県					2			2
大分県								
宮崎県					4			4
鹿児島県					1			1
沖縄県					2			2

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－７（７b） 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
（施設種類別－政令市別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設				合 計			
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数		報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数		報告対象事業場数 (a+b+c)
		休止 (b)	未測定 (c)			休止 (b)	未測定 (c)	
札幌市					5			5
仙台市					3			3
さいたま市					4			4
千葉市	1			1	7			7
横浜市	2			2	18			18
川崎市	1			1	16			16
相模原市								
新潟市					4			4
静岡市					10			10
浜松市					3	1		4
名古屋市					10			10
京都市					4			4
大阪市					10			10
堺市					3			3
神戸市					5			5
岡山市					3			3
広島市					6			6
北九州市					6	1		7
福岡市					3			3
函館市					1			1
旭川市					2			2
青森市					2			2
盛岡市					1			1
秋田市					4	1		5
郡山市					3			3
いわき市					9			9
宇都宮市	1			1	2			2
前橋市					3			3
川越市						1	6	7
船橋市								
柏市								
横須賀市					2			2
富山市	1			1	6	1		7
金沢市					2			2
長野市					3			3
岐阜市					2			2
豊橋市					3			3
岡崎市		1		1		1		1
豊田市								
大津市					2			2
高槻市					1			1
東大阪市					2			2
姫路市	1			1	7			7
尼崎市					5			5
西宮市					2			2
奈良市								
和歌山市					5			5
倉敷市					8			8
福山市					2			2
下関市					2			2
高松市					2			2
松山市					1			1
高知市					1	2	1	4
久留米市					1		2	3
長崎市					2	1		3
熊本市					3			3
大分市	2			2	4			4
宮崎市					1			1
鹿児島市					1			1
合 計	29	2	0	31	616	49	23	688

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表Ⅲ－８（１a） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
 （水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの		下水道終末処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県					1			1
栃木県								
群馬県								
埼玉県			1	1			1	1
千葉県								
東京都								
神奈川県					2			2
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県	1	1	1	1			2	2
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府					1			1
大阪府					1			1
兵庫県								
奈良県								
和歌山県								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

表Ⅲ－８（１b） 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
 （水質・施設種類別－都道府県・政令市別）

	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって、汚水又は廃液を排出するもの		下水道終末処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市				1				1
神戸市						1		1
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
函館市								
旭川市								
青森市								
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市								
川越市								
船橋市								
柏市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
熊本市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合 計	1	1	2	8	0	1	3	10

表 - 9 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	670	33
文書指導件数	811	40
一時使用停止命令	0	0
その他	0	0

注) 未報告1件に対し、平成22年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上した。表 - 2 に計上した指導件数から一部再掲。

表Ⅲ－１０（a） 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（都道府県別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
北海道	1							
青森県	1							
岩手県	3	5						
宮城県	9							
秋田県								
山形県	4							
福島県	1							
茨城県	1							
栃木県	39							
群馬県	7				1			
埼玉県	33	2						
千葉県		39						
東京都	51	14						
神奈川県	8				1			
新潟県	5	1						
富山県	14							
石川県	7	2						
福井県	5	23			3	2		
山梨県	6	67				2		
長野県						1		
岐阜県	17	4			1	1		
静岡県	13	3			1			
愛知県	10	5			20			
三重県	7				1			
滋賀県	10	28			1	3		
京都府	4							
大阪府	1							
兵庫県	39							
奈良県	38	127						
和歌山県	4							
鳥取県		14						
島根県	5	1						
岡山県	16	2						
広島県	17	1						
山口県		19				4		
徳島県	26	57						
香川県	6	4						
愛媛県	14	26						
高知県	38				1			
福岡県	132	76						
佐賀県	7							
長崎県								
熊本県	5	1						
大分県	3	3						
宮崎県	2							
鹿児島県	1	112						
沖縄県	5	9						

注）未報告1件に対し、平成22年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表Ⅲ－１０（b） 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
（政令市別）

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
札幌市	1							
仙台市								
さいたま市	1							
千葉市		33				8		
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市		48				14		
静岡市		6						
浜松市								
名古屋市	7	4						
京都市	1							
大阪市	1	1						
堺市		34						
神戸市		24						
岡山市	1	5				3		
広島市	10	4						
北九州市								
福岡市								
函館市								
旭川市								
青森市		1						
盛岡市								
秋田市								
郡山市						2		
いわき市								
宇都宮市								
前橋市	3							
川越市	1							
船橋市	3							
柏市								
横須賀市	4				3			
富山市								
金沢市	1							
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市	1	4						
尼崎市								
西宮市								
奈良市	1							
和歌山市	1							
倉敷市	2							
福山市	2	2						
下関市								
高松市	2							
松山市	3							
高知市								
久留米市								
長崎市								
熊本市	1							
大分市	5							
宮崎市								
鹿児島市	3							
合計	670	811	0	0	33	40	0	0

注) 未報告1件に対し、平成22年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表 - 1 1 設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

措置状況	大気関係	水質関係
基準超過件数	32	1
口頭指導件数	15	1
文書指導件数	25	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	1	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	1	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	0	0
その他	0	0

注) 表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成22年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。

表 - 1 土壌汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

平成22年4月1日～平成23年3月31日	
法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数	0
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数	0
法第32条第1項に基づく対策計画の変更件数	0
平成23年3月31日現在	
対策地域指定件数（累計）	5
対策事業実施中の指定対策地域数	1
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数（累計）	3

表 - 2 報告徴収及び立入検査等件数（土壌関係 - 全国）

（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

	事業場数	件数
法第34条第1項に基づく報告徴収件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	0	0

表Ⅳ－３（a） 法第３４条第１項に基づく立入検査の実施状況
（特定事業場種類別－都道府県別）

	大気基準適用施設のみ を設置する事業場		水質基準対象施設のみ を設置する事業場		大気基準適用施設 及び水質基準対象施設 を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するため
におこなった立入検査の件数

表Ⅳ－３ (b) 法第３４条第１項に基づく立入検査の実施状況
(特定事業場種類別－政令市別)

	大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場	
	事業場数	件数	事業場数	件数	事業場数	件数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
熊本市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	0	0

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するためにおこなった立入検査の件数

表 - 1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成23年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 (上乗せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の 制定状況	14団体 岩手県、福島県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、岐阜県、 三重県、熊本県、 さいたま市、 横浜市、川崎市、 名古屋市、柏市、 高知市	6団体 岩手県、神奈川県、 山梨県、三重県、 横浜市、川崎市	5団体 神奈川県、三重県、 大阪府、横浜市、 川崎市

注) 「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。

表 - 1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法 - 全国）注1）

	平成22年 3月31日現在 の設置基数 a	新設 注2） b	既設 注3） c	瀬戸内 法から の移行 注4） d1	瀬戸内 法への 移行 注4） d2	廃止等 注5） e	平成23年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6）	鉱山保安法等関係法令施設 注7）	
									平成22年 3月31日 現在の 設置基数	平成23年 3月31日 現在の 設置基数
硫酸塩化ナトリウム（ナトリウム）又は亜硫酸ナトリウム（ナトリウム）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	62	0	0	0	0	0	62	24	0(0)	0(0)
カーボン法での製造の用に供する洗浄施設	52	0	0	0	0	0	52	37	0(0)	0(0)
硫酸銅の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	22	0	0	0	0	0	22	5	0(0)	0(0)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	7	0	0	0	0	0	7	4	0(0)	0(0)
塩化ニッケルの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	2	0(0)	0(0)
加圧水素の製造の用に供する硫酸濃縮施設、シアン酸分離施設、廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
加圧水素又は加圧水の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0(0)	0(0)
4-加圧水素水の製造の用に供する過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
2,3-ジブチル-4-チンキの製造の用に供する過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)
チンキの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジメチルアミンの製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、還元集じん施設、亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	77	2	0	0	0	0	79	34	0(0)	0(0)
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	27	7	0	0	0	0	34	6	0(0)	0(0)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設	252	2	0	0	0	3	251	7	0(0)	0(0)
小計	1,933	26	8	1	0	64	1,904	890	14(8)	11(3)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	847	13	4	1	0	12	853	395	0(0)	0(0)
灰の貯留施設	2,780	39	12	2	0	76	2,757	1,285	14(8)	11(3)
小計	127	1	0	0	0	2	126	16	0(0)	0(0)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	60	1	0	0	0	0	61	37	0(0)	0(0)
加圧水の破壊の用に供する施設のうちメタン反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	256	3	2	-	-	2	259	222	0(0)	0(0)
下水道終末処理施設	43	1	0	0	0	1	43	22	2(0)	2(1)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	3,791	56	14	2	0	84	3,779	1,705	16(8)	13(4)
合計										

注1）瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
 注2）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注3）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
 注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
 注7）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表 - 2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法 - 全域）注1）

	平成22年 3月31日現在の 設置基数 a	新設 注2） b	既設 注3） c	法から の移行 注4） d1	法への 移行 注4） d2	廃止等 注5） e	平成23年3月31日 現在の設置基数 a+b+c+d1 -d2-e	特定 事業場数 注6）	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩Na ₂ S ₂ O ₃ （チロソール）又は亜硫酸Na ₂ S ₂ O ₄ （チロソール）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	13	0	0	0	0	0	13	7	0
カーボン法アクリルの製造の用に供するアクリル洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸ナトリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アクリル繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ニッケルの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	17	0	0	0	0	0	17	4	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シロキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カプロラクタム又はシロキサン系の製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-カプロラクタム水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-ジブチル-1,4-ジオキサンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ジブチル-1,4-ジオキサンの製造の用に供する二酸化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジブチル-1,4-ジオキサン洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
アクリル又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	11	0	0	0	0	0	11	1	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	204	0	0	0	1	6	197	73	0
灰の貯留施設	30	0	0	0	1	0	29	11	0
小計	234	0	0	0	2	6	226	84	0
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カドミウムの破壊の用に供する施設のうちろ過施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	11	0	0	0	0	0	11	7	0
合 計	299	0	0	0	2	6	291	109	0

注1）法に基づく届出は含まない。
 注2）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。
 注3）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。
 注4）事業場からの1日当たりの最大排水量の削減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
 注5）廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
 注6）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表VI-3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 新設施設設置基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
0.19	0.1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.064ng-TEQ/m ³ N)。	青森県
0.18	0.1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.000002ng-TEQ/m ³ N)。	札幌市

※平成9年1月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 既設施設設置基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1.2	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.13ng-TEQ/m ³ N)。	青森県
1.9	1	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.27ng-TEQ/m ³ N)。	北九州市
4.5	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.42ng-TEQ/m ³ N)。	青森市

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時) 新設施設設置基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
16	1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.16ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
3.3	1	行政	改善命令及び一時停止命令[廃棄物処理法に基づく措置]。改善後の行政検査で基準値以下(0.64ng-TEQ/m ³ N)。	岡山県

※平成9年1月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)を含む。

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時) 既設施設設置基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.8ng-TEQ/m ³ N)。	神奈川県
5.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.047ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎県
11	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(5ng-TEQ/m ³ N)。	豊橋市

廃棄物焼却炉 (2t/時未満) 新設施設設置基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
6.9	5	設置者	改善等を文書指導。H23.2.5施設使用廃止届出。	北海道
5.5	5	設置者	改善等を文書指導。H22.12.8施設使用廃止届出。	青森県
7.4	5	設置者	改善等を文書指導。H23.6.11施設使用廃止届出。	青森県
5.3	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.6ng-TEQ/m ³ N)。	岩手県

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
5.8	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.15ng-TEQ/m ³ N)。	秋田県
17	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.95ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
9.8	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.97ng-TEQ/m ³ N)。	山形県
5.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.32ng-TEQ/m ³ N)。	栃木県
7.4	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.3ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
32	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	千葉県
45	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.3ng-TEQ/m ³ N)。	千葉県
7.4	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.0ng-TEQ/m ³ N)。	新潟県
77	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.0ng-TEQ/m ³ N)。	新潟県
11	5	設置者	改善等を口頭指導。H23.3.18施設使用廃止届出。	山梨県
5.4	5	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.32ng-TEQ/m ³ N)。	長野県
9	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.019ng-TEQ/m ³ N)。	鳥取県
7.8	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.43ng-TEQ/m ³ N)。	岡山県
12	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	岡山県
5.9	5	設置者	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.079ng-TEQ/m ³ N)。	沖縄県
11	5	行政	改善命令及び一時停止命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の行政による測定で基準値以下(1.0ng-TEQ/m ³ N)。	新潟市
19	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.072ng-TEQ/m ³ N)。	名古屋市
5.4	5	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	盛岡市
5.4	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(5ng-TEQ/m ³ N)。	前橋市

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満） 既設施設設置基準対象施設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
11	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	北海道
82	10	設置者	改善等を文書指導。改善対策実施中。	青森県
23	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.4ng-TEQ/m ³ N)。	青森県

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	その概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
92	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.3ng-TEQ/m ³ N)。	秋田県
35	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(10ng-TEQ/m ³ N)。	茨城県
25	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.0061ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
14	10	行政	改善命令及び一時停止命令。H23.3.16施設使用廃止届出。	新潟県
26	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(10ng-TEQ/m ³ N)。	福井県
13	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(7.6ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
37	10	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。	静岡県
20	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(7.4ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
12	10	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。	静岡県
19	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(9.5ng-TEQ/m ³ N)。	愛知県
14	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)。	三重県
18	10	設置者	改善等を文書指導。H23.3.23施設使用廃止届出。	広島県
25	10	行政	改善等を文書指導。H23.1.31施設使用廃止届出。	香川県
13	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.8ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
46	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.2ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
17	10	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(8.4ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
13	10	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善対策実施中。	さいたま市
12	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.7ng-TEQ/m ³ N)。	静岡市
45	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)。	北九州市
45	10	設置者	改善等を口頭指導。H22.6.18施設使用廃止届出。	前橋市
63	10	行政	改善等を口頭指導。H22.12.17施設使用廃止届出。	長野市
20	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.6ng-TEQ/m ³ N)。	高松市

注1) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成22年度中及び平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

表 - 4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
27	10	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(5.7pg-TEQ/L)。	千葉県
58	10	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.25pg-TEQ/L)。	新潟県

注1) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した(必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない)。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成22年度中及び平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。

表 - 5 排出基準超過施設・事業場における対応状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)^{注)}

平成23年6月30日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		58	2
措置後の対応状況	基準達成	41	2
	対策実施中	8	0
	廃止	9	0
	休止	0	0

注) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間の状況を取りまとめた表 - 3
 に、それ以降の状況(平成23年6月30日まで)を反映させた。

表 - 6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
 (大気関係・水質関係 - 全国)

(平成23年4月1日～平成23年6月30日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	314	5
文書指導件数	52	0
一時使用停止命令	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	23	10
その他	24	1

注) 表 - 1 (大気基準適用施設) 及び表 - 3 (水質基準適用事業場) の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表Ⅵ－7 (a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
北海道	1									
青森県	1									
岩手県	1	1								
宮城県	2									
秋田県										
山形県	5									
福島県										
茨城県	2									
栃木県	25	1				1				
群馬県	7					1				
埼玉県	17				4					
千葉県	2									
東京都	14				1					
神奈川県		3								
新潟県	2	2								
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県	4	1								
長野県										
岐阜県	11				2					
静岡県	19	1			1	2				
愛知県	1	1								
三重県	15									
滋賀県	10									
京都府	2									
大阪府										
兵庫県	17	3								
奈良県	39									
和歌山県	1									
鳥取県										
島根県	2									
岡山県										
広島県	2									
山口県					1					
徳島県	1	12								1
香川県	8			1						
愛媛県	8									
高知県										
福岡県	22			22					10	
佐賀県	9				1					
長崎県	1									
熊本県	3									
大分県										
宮崎県										
鹿児島県		4								
沖縄県	4									

注) 表Ⅲ－5及び表Ⅲ－7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成23年4月1日から6月30日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表Ⅵ－ 7 (b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(政令市別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
札幌市										
仙台市										
さいたま市	1									
千葉市										
横浜市	6									
川崎市										
相模原市	4									
新潟市										
静岡市		11								
浜松市	1									
名古屋市	1									
京都市										
大阪市										
堺市	6	6								
神戸市										
岡山市										
広島市	2	1								
北九州市										
福岡市										
函館市										
旭川市										
青森市	1	1								
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市	3									
川越市	1									
船橋市	3									
柏市										
横須賀市										
富山市	1	2								
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市	3									
高槻市										
東大阪市										
姫路市	1									
尼崎市										
西宮市										
奈良市	1									
和歌山市	1									
倉敷市	2									
福山市	2	2								
下関市										
高松市	2									
松山市	1									
高知市	9					1				
久留米市					10					
長崎市					4					
熊本市	1									
大分市	2									
宮崎市										
鹿児島市	1									
合 計	314	52	0	23	24	5	0	0	10	1

注) 表Ⅲ－ 5 及び表Ⅲ－ 7 の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成23年4月1日から6月30日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表 - 8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等（全国）

（平成23年4月1日～平成23年6月30日）

大気基準適用施設		平成23年3月31日 現在の未報告施設数 <small>注1)注2)</small>		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況 <small>注3)注4)注5)</small>			
		休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鋳の製造の用に供する焼結炉		5	0	0	5	0	0
製鋼用電気炉		11	2	0	9	1	3
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉、乾燥炉)		0	2	0	0	0	2
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)		85	49	24	82	5	23
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	78	40	33	69	7	9
	2 t/h以上 ～ 4 t/h未満	119	92	58	111	2	40
	2 t/h未満 ^{注6)}	1,644	926	249	1,590	97	634
	小計	1,841	1,058	340	1,770	106	683
合計		1,942	1,111	364	1,866	112	711

注1) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績が無い「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成21年度から引き続き休止状態にある施設及び平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）^{注1）注3）}

（平成23年4月1日～平成23年6月30日）

水質基準対象施設	平成23年3月31日現在の未報告事業場数 ^{注2）注4）}		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況 ^{注5）注6）}			
	休止	未測定	報告	休止	廃止	未測定
硫酸塩 [°] ル [°] （ケラト [°] ル [°] ）又は亜硫酸 [°] ル [°] （サルファイト [°] ル [°] ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	0	0	1	0	0
カーバイド [°] 法 [°] アセ [°] ル [°] の製造の用に供するアセ [°] ル [°] 洗浄施設	1	1	1	1	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルミ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化ビニル [°] マーの製造の用に供する二塩化 [°] ル [°] 洗浄施設	0	0	0	0	0	0
カーボナツムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
クロ [°] ソ [°] ン又はジ [°] クロ [°] ソ [°] ンの製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4-クロ [°] ル [°] 酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジ [°] クロ [°] -1,4-ナフト [°] ルの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	1	0	0	0	1
ジ [°] オク [°] シ [°] ン [°] イ [°] ロ [°] ットの製造の用に供するコロ化誘導体分離施設等	0	0	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちのろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	40	16	4	36	3	13
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	0	0	0
ポリ類の破壊の用に供する施設のうちの [°] ラ [°] ス [°] マ [°] 反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	2	0	1	0	2
下水道終末処理施設	4	3	2	4	0	1
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	2	0	0	2	0	0
合計	49	23	7	45	3	17

注1）特定事業場から公共水域に排出されるダイオキシン類を含む排水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2）平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3）1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4）「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注5）「報告」とは、注2）の期間における測定について、平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間になされた報告。

注6）「休止」とは、平成21年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成23年4月1日から平成23年6月30日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

表VI-10 (1a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	焼結鉄の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県							1			1		
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都								2				2
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2			2		
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県							1			1		
岡山県												
広島県												
山口県							5			5		
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (1b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	焼結鈹の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市							1					1
さいたま市												
千葉市	1			1								
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1			1								
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市							1					1
福山市	3			3								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	5	0	0	5	0	0	11	2	0	9	1	3

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉						焼結炉					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鋳炉						溶解炉					
	平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県		1				1						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県		1				1		2				2
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	0	2

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2	3		2		3
茨城県							3			3		
栃木県							5	1		5		1
群馬県		1				1		3				3
埼玉県							6	4	1	6		3
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県							1	12	12	1		
富山県								3	3			
石川県												
福井県							2			2		
山梨県								1				1
長野県							1	2		1	2	
岐阜県							1			1		
静岡県							12	5	5	12		
愛知県	2			2			8			8		
三重県							1			1		
滋賀県							1			1		
京都府												
大阪府							4			4		
兵庫県								2	1			1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県	1			1								
愛媛県												
高知県												
福岡県								1				1
佐賀県								1				1
長崎県												
熊本県							6			6		
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1	1		1		1
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							1	3		1		3
浜松市							1			1		
名古屋市							1	3		1		3
京都市							4			2	2	
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市								1			1	
柏市												
横須賀市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市							1			1		
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							5			5		
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							2			2		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市							2			1		1
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市								1	1			
合計	3	1	0	3	0	1	73	47	23	70	5	22

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小計					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2	3		2		3
茨城県	1			1			4			4		
栃木県							5	1		5		1
群馬県								4				4
埼玉県							6	4	1	6		3
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県							1	12	12	1		
富山県								3	3			
石川県												
福井県							2			2		
山梨県								1				1
長野県							1	2		1	2	
岐阜県							1			1		
静岡県		1	1				12	6	6	12		
愛知県	2			2			12			12		
三重県							1			1		
滋賀県							1			1		
京都府												
大阪府	1			1			5			5		
兵庫県								2	1			1
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県							1			1		
愛媛県												
高知県												
福岡県								1				1
佐賀県								1				1
長崎県												
熊本県	1			1			7			7		
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1	1		1		1
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小計					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							1	3		1		3
浜松市							1			1		
名古屋市							1	3		1		3
京都市							4			2	2	
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市								1			1	
柏市												
横須賀市												
富山市	2			2			3			3		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市	2			2			3			3		
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							5			5		
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							2			2		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市							2			1		1
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市								1	1			
合計	9	1	1	9	0	0	85	49	24	82	5	23

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							2			2		
青森県	2			2			1			1		
岩手県							2		1			1
宮城県							2			2		
秋田県												
山形県		1	1				2	1		3		
福島県							2			2		
茨城県	2	1		2		1	3	4	2	3		2
栃木県	2	3	3	2			4	2		3	1	2
群馬県		3	3					3	3			
埼玉県	3			3			5	9	3	6		5
千葉県	3			3			12	7		12		7
東京都	9	6	5	6	3	1	2	7	5	2		2
神奈川県	1			1			2			2		
新潟県		8	8				2	22	22	2		
富山県								3				3
石川県												
福井県	1			1			1			1		
山梨県							4	1	1	4		
長野県							1			1		
岐阜県							2			2		
静岡県	4			3	1		4	3		4		3
愛知県	3			3			6			6		
三重県		1	1				4	2	1	4		1
滋賀県		1	1									
京都府												
大阪府	3			3			2			2		
兵庫県	1			1								
奈良県		1				1	1	1		1		1
和歌山県												
鳥取県								1				1
島根県							5			5		
岡山県							1			1		
広島県							4					4
山口県	3			3			2			2		
徳島県	1				1		5			5		
香川県								2	1			1
愛媛県	1			1								
高知県							2			2		
福岡県	1	2		1		2	3	16	11	3	1	4
佐賀県		1	1									
長崎県							3			3		
熊本県								1	1			
大分県		2				2	1					1
宮崎県	2			2								
鹿児島県							1			1		
沖縄県	5			5			8			8		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市	2				2		1			1		
仙台市							1			1		
さいたま市												
千葉市												
横浜市	5			5			2			2		
川崎市												
相模原市		1	1									
新潟市												
静岡市												
浜松市	2			2			2			2		
名古屋市	4			4								
京都市	4			4								
大阪市												
堺市	4			4								
神戸市												
岡山市							1			1		
広島市		5	5				2			2		
北九州市	2			2								
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市							2			2		
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市												
いわき市												
宇都宮市	1			1			1			1		
前橋市												
川越市								1	1			
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市		1	1									
金沢市												
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市	2			2								
豊田市												
大津市								3	3			
高槻市	1			1								
東大阪市												
姫路市												
尼崎市	1			1								
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	2					2	2	2	2			2
福山市							1			1		
下関市												
高松市												
松山市							2			2		
高知市								1	1			
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市		3	3									
鹿児島市												
合計	78	40	33	69	7	9	119	92	58	111	2	40

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	22	1		20	2	1	14			14		
青森県	6			6			11	1		12		
岩手県	5	1		5		1	10	1		10		1
宮城県	7			7			14	2	2	14		
秋田県	9			9			4			4		
山形県	7	4	3	8			2	1		3		
福島県	6	1		6		1	5	1		5		1
茨城県	14	2		15	1		93	20		94		19
栃木県	12	3	1	12	1	1	17	17	2	18	2	12
群馬県	8	4	2	8	1	1	6	3		7		2
埼玉県	17	4	1	17	2	1	13	6	1	13		5
千葉県	10	3		10		3	54	17	2	54		15
東京都	7	10	4	7		6	5	15	3	5		12
神奈川県	6			6			13	1		13		1
新潟県	9	29	28	10			7	22	15	11	2	1
富山県	3	2		3		2	1	4		1		4
石川県	4	1	1	4			9	8	1	9		7
福井県	5			5			12			11	1	
山梨県	5	2	2	5			6	1	1	6		
長野県	15	6		15	6		11	2		11	2	
岐阜県	21	2	2	20	1		18	6	4	18		2
静岡県	23	5	2	21	2	3	22	12	5	24		5
愛知県	15			15			10	3	2	10		1
三重県	9	7	3	11		2	22	17	4	22	1	12
滋賀県	9	3	2	9		1	12	5	3	12		2
京都府	2			2			4	2	2	4		
大阪府	18			18			4			4		
兵庫県	17	7	6	16	1	1	19	21	7	20	2	11
奈良県	4	3	2	4		1	35	30	3	35		27
和歌山県	2			2			7	1	1	7		
鳥取県	3	7	2	5		3	9	15	1	7	1	15
島根県	5	3	2	5		1	2	2		2		2
岡山県	10	1		11			5	6		10	1	
広島県	10				1	9	14	3	2		1	14
山口県	16			16			9			9		
徳島県	12	1		12		1	21	18	5	23	2	9
香川県	6	1		6		1	17	6	4	17		2
愛媛県	2	4	3	2		1	18	21	3	18	2	16
高知県	13	3		13		3	9	33		9		33
福岡県	4	24	8	4	4	12	5	49	6	5	7	36
佐賀県	9	4	1	12			8	14	4	9		9
長崎県	12	2		13		1	12	1	1	12		
熊本県	6	2	2	6			11	1		11		1
大分県	3					3	6	3			1	8
宮崎県	2			2			1	2	2	1		
鹿児島県	7	2		7		2	12	6	5	11	1	1
沖縄県	4	1		4		1	6	1		6		1

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市							1			1		
さいたま市							1			1		
千葉市	3			3			3	6		3		6
横浜市	1			1			6	2		6		2
川崎市												
相模原市	3	2	2	1	2							
新潟市	6	1		6		1	6	2		6	1	1
静岡市	2			2			1	3		1		3
浜松市	11			11			4	1		4		1
名古屋市							5	1		5		1
京都市	3			2	1		9			9		
大阪市	3			3								
堺市	3			3			4	2		4		2
神戸市							3			3		
岡山市	6	4	1	6		3	1	2			1	2
広島市	6	19	14	11			1	5	4	2		
北九州市	2			2			3		1	2		
福岡市	1					1	1					1
函館市	2			2								
旭川市												
青森市	2			2			2	2	2	2		
盛岡市	1	1		1	1		1	2		1		2
秋田市	3			3								
郡山市							1			1		
いわき市	2			2			2			2		
宇都宮市							2			2		
前橋市	2				2		6	2		5	1	2
川越市												
船橋市							2	3			4	1
柏市		1				1		5				5
横須賀市												
富山市	1	4	4	1			3	3	2	2	1	1
金沢市	3			3			1	1		1		1
長野市	3			3			1			1		
岐阜市	2			2			2			2		
豊橋市												
岡崎市	3			3			2			2		
豊田市												
大津市							3			3		
高槻市							1			1		
東大阪市	2					2						
姫路市							2	3		2	1	2
尼崎市							1			1		
西宮市												
奈良市	1			1			5			5		
和歌山市	2			2			5	1		3	2	1
倉敷市	2	2	2			2		1	1			
福山市	9			9			9	4		9		4
下関市	1			1			1			1		
高松市							1	2	1	1		1
松山市	1			1			4	1	1	4		
高知市	1	1		1		1	5	7	2	5		5
久留米市		2				2		5				5
長崎市							2					2
熊本市	1			1			2	1	1	2		
大分市	3	2		3		2	3	2		2	1	2
宮崎市								1	1			
鹿児島市	5			5				2	1			1
合計	523	194	100	511	28	78	743	472	108	728	38	341

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上~100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1			1		
青森県	3			3								
岩手県												
宮城県	2			2								
秋田県							1			1		
山形県	1			1								
福島県	2	2		2		2	2	1		2		1
茨城県	8	4		8		4	2	2		2		2
栃木県	7	6		7	1	5	1	1		1		1
群馬県	12	2		11	1	2	2	2		2		
埼玉県	26	16	3	26	3	10	3	1		3		1
千葉県	9	3		9		3	1	2		1		2
東京都	10	23	1	10		22	2	10	3	2		7
神奈川県	4	2		3	1	2	2			2		
新潟県	6	13	9	9		1	4	7	4	5		2
富山県		3				3		1				1
石川県		1				1	1			1		
福井県	4			3	1		3			3		
山梨県		1	1				1			1		
長野県	2			2			2			2		
岐阜県	11	9	1	11		8	2			2		
静岡県	10	3		8	2	3	10	4	3	10	1	
愛知県	4			4			2			2		
三重県	6	4		6		4	2	1		2		1
滋賀県	5			5			3	2	1	3		1
京都府												
大阪府	1			1			2			2		
兵庫県	10	8	4	10	1	3	2	1	1	2		
奈良県	2	8		2		8	1	1		1		1
和歌山県	6			6			2			2		
鳥取県	1	3		1		3		1	1			
島根県	1	1		1		1	3	2		3		2
岡山県	4			4			1			1		
広島県	2					2	6	1				7
山口県	8			8			6			6		
徳島県		1				1	1			1		
香川県	5			5			1	1		1	1	
愛媛県	5	14		3	3	13	3	2	1	3		1
高知県	6	3		6		3		4				4
福岡県	3	32		3	6	26		13	1		2	10
佐賀県	2	1		2		1	1	1	1	1		
長崎県							3					3
熊本県	3			3			4			4		
大分県	3	1				4	1					1
宮崎県	1			1								
鹿児島県								1				1
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上~100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市	1				1							
仙台市												
さいたま市		2			1	1	1				1	
千葉市	1			1			1				1	
横浜市	22	3		20	2	3	4	1		4		1
川崎市							1				1	
相模原市		1				1						
新潟市	1			1			1				1	
静岡市	1	4		1		4	2	1			2	1
浜松市	3			3								
名古屋市		2				2	1				1	
京都市	13			13								
大阪市	2			2								
堺市	2			2			1				1	
神戸市							1				1	
岡山市	1			1								
広島市		1	1					1	1			
北九州市	1			1			1				1	
福岡市												
函館市												
旭川市							2				2	
青森市							3				3	
盛岡市								2				2
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市		1				1						
川越市												
船橋市												
柏市		2				2						
横須賀市												
富山市	3	1		3		1		1				1
金沢市	1				1							
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市												
豊田市	1			1								
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市		1				1						
尼崎市												
西宮市												
奈良市	5	1		5		1	2				2	
和歌山市	2			2			5				5	
倉敷市	1	1	1			1	1	1	1			1
福山市	2			2								
下関市												
高松市	1			1								
松山市												
高知市		2	1			1						
久留米市		3				3						
長崎市	2					2						
熊本市	1			1			1				1	
大分市	1	1			1	1	1	2			1	2
宮崎市		1	1				1				1	
鹿児島市												
合計	264	191	23	247	25	160	114	69	18	104	6	55

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10a)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別-都道府県別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計											
	平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告施設数		左記に計上した施設の平成23年6月30日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
北海道	39	1		37	2	1	39	1		37	2	1
青森県	23	1		24			23	1		24		
岩手県	17	2	1	15		3	17	2	1	15		3
宮城県	25	2	2	25			25	2	2	25		
秋田県	14			14			14			14		
山形県	12	7	4	15			12	7	4	15		
福島県	17	5		17		5	19	8		19		8
茨城県	122	33	2	124	1	28	127	33	2	129	1	28
栃木県	43	32	6	43	5	21	48	33	6	48	5	22
群馬県	28	15	8	28	2	5	28	19	8	28	2	9
埼玉県	67	36	8	68	5	22	73	40	9	74	5	25
千葉県	89	32	2	89		30	89	32	2	89		30
東京都	35	71	21	32	3	50	35	73	21	32	3	52
神奈川県	28	3		27	1	3	28	3		27	1	3
新潟県	28	101	86	37	2	4	29	113	98	38	2	4
富山県	4	13		4		13	4	16	3	4		13
石川県	14	10	2	14		8	14	10	2	14		8
福井県	26			24	2		28			26	2	
山梨県	16	5	5	16			16	6	5	16		1
長野県	31	8		31	8		32	10		32	10	
岐阜県	54	17	7	53	1	10	55	17	7	54	1	10
静岡県	73	27	10	70	6	14	85	33	16	82	6	14
愛知県	40	3	2	40		1	54	3	2	54		1
三重県	43	32	9	45	1	20	44	32	9	46	1	20
滋賀県	29	11	7	29		4	30	11	7	30		4
京都府	6	2	2	6			6	2	2	6		
大阪府	30			30			35			35		
兵庫県	49	37	18	49	4	15	49	39	19	49	4	16
奈良県	43	44	5	43		39	43	44	5	43		39
和歌山県	17	1	1	17			17	1	1	17		
鳥取県	13	27	4	13	1	22	13	27	4	13	1	22
島根県	16	8	2	16		6	17	8	2	17		6
岡山県	21	7		27	1		21	7		27	1	
広島県	36	4	2		2	36	36	4	2		2	36
山口県	44			44			49			49		
徳島県	40	20	5	41	3	11	40	20	5	41	3	11
香川県	29	10	5	29	1	4	30	10	5	30	1	4
愛媛県	29	41	7	27	5	31	29	41	7	27	5	31
高知県	30	43		30		43	30	43		30		43
福岡県	16	136	26	16	20	90	16	139	26	16	20	93
佐賀県	20	21	7	24		10	20	22	7	24		11
長崎県	30	3	1	28		4	30	3	1	28		4
熊本県	24	4	3	24		1	31	4	3	31		1
大分県	14	6			1	19	14	6			1	19
宮崎県	6	2	2	6			6	2	2	6		
鹿児島県	20	9	5	19	1	4	21	10	5	20	1	5
沖縄県	23	2		23		2	23	2		23		2

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10b)

設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種別別-政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計											
	平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成23年6月30日までの状況			
休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	
札幌市	4			1	3		4			1	3	
仙台市	2			2			3			2	1	
さいたま市	2	2		2	1	1	2	2		2	1	1
千葉市	8	6		8		6	9	6		9		6
横浜市	40	6		38	2	6	40	6		38	2	6
川崎市	1			1			1			1		
相模原市	3	4	3	1	2	1	3	4	3	1	2	1
新潟市	14	3		14	1	2	14	3		14	1	2
静岡市	6	8		6		8	7	11		7		11
浜松市	22	1		22		1	23	1		23		1
名古屋市	10	3		10		3	11	6		11		6
京都市	29			28	1		33			30	3	
大阪市	5			5			5			5		
堺市	14	2		14		2	14	2		14		2
神戸市	4			4			4			4		
岡山市	9	6	1	8	1	5	9	6	1	8	1	5
広島市	9	31	25	15			9	31	25	15		
北九州市	9		1	8			10		1	9		
福岡市	2					2	2					2
函館市	2			2			2			2		
旭川市	2			2			2			2		
青森市	9	2	2	9			9	2	2	9		
盛岡市	2	5		2	3	2	2	5		2	3	2
秋田市	4			4			4			4		
郡山市	1			1			1			1		
いわき市	4			4			4			4		
宇都宮市	4			4			4			4		
前橋市	8	3		5	3	3	8	3		5	3	3
川越市		1	1					1	1			
船橋市	2	3			4	1	2	4			5	1
柏市		8				8		8				8
横須賀市												
富山市	7	10	7	6	1	3	10	10	7	9	1	3
金沢市	5	1		4	1	1	5	1		4	1	1
長野市	4			4			4			4		
岐阜市	6			6			6			6		
豊橋市												
岡崎市	7			7			7			7		
豊田市	1			1			4			4		
大津市	3	3	3	3			3	3	3	3		
高槻市	2			2			2			2		
東大阪市	2					2	2					2
姫路市	2	4		2	1	3	7	4		7	1	3
尼崎市	2			2			2			2		
西宮市												
奈良市	13	1		13		1	14	1		14		1
和歌山市	14	1		12	2	1	14	1		12	2	1
倉敷市	8	7	7			8	9	7	7			9
福山市	21	4		21		4	24	4		24		4
下関市	2			2			4			4		
高松市	2	2	1	2		1	2	2	1	2		1
松山市	7	1	1	7			7	1	1	7		
高知市	6	11	4	6		7	6	11	4	6		7
久留米市		10				10	2	10		1		11
長崎市	4					4	4					4
熊本市	5	1	1	5			5	1	1	5		
大分市	8	7		6	2	7	8	7		6	2	7
宮崎市	1	5	5	1			1	5	5	1		
鹿児島市	5	2	1	5		1	5	3	2	5		1
合計	1841	1058	340	1770	106	683	1942	1111	364	1866	112	711

注) 表Ⅲ-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						カーボト法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設					
	平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	1			1								
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県								1	1			
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	硫酸塩 ^{ナトリウム} (ケラト ^{ナトリウム})又は亜硫酸 ^{ナトリウム} (サルファイト ^{ナトリウム})の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						カーボト ^{ナトリウム} 法 ^{ナトリウム} の製造の用に供する ^{ナトリウム} 洗浄施設					
	平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市							1			1		
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1	0	0

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキソの製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設						廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの					
	平成23年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県		1				1	1			1		
茨城県							3			3		
栃木県							1	1	1	1		
群馬県							1	1	1	1		
埼玉県							2			2		
千葉県							2			1	1	
東京都												
神奈川県							1			1		
新潟県							2	2	2	2		
富山県												
石川県												
福井県							1			1		
山梨県												
長野県												
岐阜県							3			3		
静岡県							6	1		6		1
愛知県							3			3		
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府							4			4		
兵庫県							1			1		
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県							1			1		
岡山県												
広島県												
山口県							2			1	1	
徳島県							1			1		
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県								3			1	2
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-政令市別)

	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノの製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設						廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの					
	平成23年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成23年6月30日までの状況				平成23年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市							1					1
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市							1	6				7
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市							2			2		
久留米市								2				2
長崎市							1			1		
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	0	1	0	0	0	1	40	16	4	36	3	13

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (3a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設					
	平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1			1		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県		1				1	1			1		
埼玉県												
千葉県												
東京都							1			1		
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県		1				1						
愛知県												
三重県												
滋賀県								1	1			
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県									1			1
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (3b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設					
	平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	1			1								
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市								1	1			
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	2	0	1	0	2	4	3	2	4	0	1

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (4a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種別別-都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							2			2		
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							1	1		1		1
茨城県							3			3		
栃木県	1			1			2	1	1	2		
群馬県							2	2	1	2		1
埼玉県							2			2		
千葉県							2			1	1	
東京都							1			1		
神奈川県							1			1		
新潟県							2	3	3	2		
富山県												
石川県												
福井県							1			1		
山梨県												
長野県												
岐阜県							3			3		
静岡県							6	2		6		2
愛知県							3			3		
三重県												
滋賀県								1	1			
京都府												
大阪府							4			4		
兵庫県							1			1		
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県							1			1		
岡山県												
広島県												
山口県							2			1	1	
徳島県							1			1		
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県								3			1	2
佐賀県								1				1
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (4b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別-政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況				平成23年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成23年6月30日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市							1			1		
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市							1					1
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
川越市							1	6				7
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市	1					1	1			1		
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市							2	1	1	2		
久留米市								2				2
長崎市							1			1		
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	2	0	0	2	0	0	49	23	7	45	3	17

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成23年4月1日から6月30日の間の報告状況等を計上した。